

むつ市議会第202回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成21年12月7日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第 87号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第 88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第 89号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第 90号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第 91号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第 92号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第 93号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例を廃止する条例
- 第8 議案第 94号 指定管理者の指定について
(川内第1牧野外1施設)
- 第9 議案第 95号 下北圏域介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 第10 議案第 96号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について
- 第11 議案第 97号 下北地域広域行政事務組合理規約の変更について
- 第12 議案第 98号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について
- 第13 議案第 99号 市道路線の認定について
- 第14 議案第100号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第15 議案第101号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第16 議案第102号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第17 議案第103号 平成21年度むつ市一般会計補正予算
- 第18 議案第104号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算
- 第19 議案第105号 平成21年度むつ市用地造成事業会計補正予算
- 第20 報告第 31号 平成20年度むつ市一般会計継続費精算報告書
- 第21 報告第 32号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第22 報告第 33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	澤	藤	一	雄	2番	新	谷	泰	造	
3番	目	時	睦	男	4番	工	藤	孝	夫	
5番	横	垣	成	年	6番	新	谷		功	
7番	野	呂	泰	喜	8番	浅	利	竹	二郎	
10番	鎌	田	ち	よ	子	11番	中	村	正	志
12番	富	岡		修	14番	菊	池	広	志	
15番	半	田	義	秋	16番	千	賀	武	由	
17番	白	井	二	郎	18番	山	本	留	義	
19番	岡	崎	健	吾	20番	馬	場	重	利	
21番	山	崎	隆	一	22番	川	端	澄	男	
23番	高	田	正	俊	24番	村	川	壽	司	
25番	富	岡	幸	夫	26番	斉	藤	孝	昭	
27番	村	中	徹	也						

欠席議員（2人）

9番	川	端	一	義	13番	佐	々	木	隆	徳
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教育長	牧	野	正	藏		公営企業者	遠	藤	雪	夫	
代監査委員	小	川	照	久		総務部長	新	谷	加	水	
会管総務出納室長	工	藤	正	明		企画部長	阿	部		昇	
企画部	近	原	芳	栄		民生部長	齋	藤	秀	人	
保健福祉部	鴨	澤	信	幸		経済部長	櫛	引	恒	久	
建設部長	太	田	信	輝		選挙管理委員会事務局長	大	芦	清	重	
監査委員局長	齋	藤		純		教育部長	佐	藤	節	雄	
教委事務局図書館長	高	田	文	明		公企業局長	佐	藤	純	一	

川内片舎 所庁長	河野健二	野山本伸	大畑片舎 所長	柳谷正尚
協野野 所舎所長	片山	山本	総務課 副課長	松尾山
総務課 副課長	山本	若松	企財調 整	山下
保福副 生活課	笠井哲	井田	保福副 健康課	成田
経副産 業課	吉田	田	経副商 工課	中嶋
農委 事務局	石田	武男	教委事 副課	安藤
公企副 務課	岩崎	若男	企財 政課	石野
保福介 護課	高坂	浩二	経農課 市又課	室館
教委事 務課	山下	謙一	教委事 市又課	猪口
川内片舎 産業庁建設 課長	山田	田	経農水 産主	畑中
総務主 任	澁田	剛	総務 課	栗橋

事務局職員出席者

事務局 長	工藤昌志	次長	澤谷松夫
総括主 幹	柳田向	主査	石田隆
主事	井戸秀明		

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第22 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第87号

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第87号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第87号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第88号

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議案第88号

むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。16番千賀武由議員。

○16番（千賀武由） 議案第88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてお伺いしたいと思います。

まずは、最近の貸し付けと返還についての現状をお知らせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 最近の貸し付けの状況と返還の状況を申し上げます。

まず、貸し付けの状況でございますけれども、継続的に貸し付けをしている方、これは124名でございます。それから、新規に平成21年度で貸し付けた部分が43名というふうなことで、合計で167名に現在貸し付けをしております。

それから、返還の状況でございますけれども、現年度分で返還予定のもの、これが高校生が64名、大学生が205名、専門学生が46名というふうなことで315名が返還をする予定となっております。過年度分が98名でございますので、最終的な返還予定の人数は413名ということになります。

貸し付けの予定額の総額でございますけれども、平成21年度の予定は5,490万円でございます。そして、返還の予定額になりますけれども、6,940万5,000円というふうな予定ですけれども、過年度分については若干の滞納がございますので、1,800万円ほどは若干おくられているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） わかりました。ありがとうございます。

それでは、借りた方で計画どおりに返せない未

納者には現在どのような対策を講じているかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、返還が滞っている方につきましては文書催告、文書で督促をしてございます。それから、職員が自宅を訪問して督促、それから電話で督促を行っております。平成21年度中に文書で督促したものが43件、自宅訪問で督促をしたものが25件、それから電話で督促したものが53件という状況にあります。この文書と自宅訪問の督促によって納入された金額は84万4,500円となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） 滞納して払えない場合、たしか保証人を立てていると思うわけですが、この保証人に払ってもらうようにして回収いたしましたして、次の人にまた貸し付けをきちんとできるようにしていかなければならないと私自身も思うわけですが、この未収金をなくさなければならぬと私は考えるところでございます。保証人を立てておりますので、この保証人に払ってもらえるようにするというお考えはございませんか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 千賀議員ご指摘のとおり、滞納分についてはなくさなければならぬというふうな思いで取り組んでございます。そして、我々も保証人のほうにも事情をお話しして、保証人から、逆に言ってもらうとか、それから保証人に支払ってもらおうというような対応もとってございます。できるだけ多くの返済をいただきまして、新たな貸し付けに充当してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第88号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第89号

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 議案第89号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第89号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第90号

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議案第90号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

これは、11月27日提出の条例ですが、公布の日を見ましたら、8月1日から適用するということで、さかのぼる形の条例になっているのです。これはなぜこういう形になっているのかお聞きしたいなというふうに思います。これですと、専決という形のほうがよかったのではないかなというふうにも思いますので。

2点目ですが、そういう意味ではさかのぼったということは、この中身を見ると、85条を削るということで、85条を見ると、高額介護合算療養費ということで、この部分を控除し過ぎたということは、支給額がその分少なかったというふうによつと私は解釈するのですが、そういう意味でこの控除を少なくしたという条例を早目に解消したいということで8月1日から適用ということになったのかどうか、そこのところ説明をお願いします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは1年間にかかった介護費用と医療費の合算額から自己負担費用の一部を返還するという高額介護合算制度に重度医療に係る分が入っていた場合、市が一たん立てかえた重度医療費に相当する分を医療保険から返納していただくための手続を定めたものですが、この高額介護合算の1年間の区切りが7月31日までになっていることから、8月1日から適用することとしたものであります。

なお、この条例につきましては、さきの9月定例会でご審議、御議決をいただいておりますが、県との内容確認の結果、さらに条文整備が必要となり、今回の提案となったものでございます。

また、今まで支給が少なかったのではないかとということでございますけれども、手続については各保険の被保険者が行うこととなりますが、介護保険、医療保険、後期高齢者医療保険等の介護あるいは診療報酬レセプトによる計算、確認等が行われた後の申請になることから、各保険の請求が確定してから3カ月ないし4カ月経過してからの申請になるものと思われていたものでございます。現時点では、一件の請求もされていない状況

であります。今後国保、介護保険等を確認して、該当すると思われる被保険者の世帯には申請を促す通知を発送する予定としております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 1年の区切りが7月31日というところをもう少し詳しくお聞きしたいのですが、かなり年度途中の区切り方なので、ここの区切りがなぜ7月末なのかと。普通年度は3月で終わって4月に始まるというふうな形なので、そこのところをもう少し詳しく。あと先ほど私お聞きしたのですが、結局本人の支給が少なかったのではないかなということで、該当者がいればということですが、ということは、もし該当者がいれば少なく支給されたという事実はあったのでしょうかということ、再度確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 介護福祉課長。

○保健福祉部介護福祉課長（岩崎若男） お答えいたします。

高額合算制度というのは、昨年8月1日からことしの7月31日までの1年間、この積算をするということになっておりますので、途中からの制度ということではなくて、最初から決められた期間でございます。したがって、その期間で、世帯で介護保険と医療費合算しまして、ある基準を超えましたら、保険者のほうに請求していただくということになります。それで、先ほども部長が申し上げましたとおり、請求が固まるというレセプトの確定が3カ月から4カ月かかるだろうということで予定しておったものですが、いまだにご本人あるいは利用者からの請求がないということでございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 再度確認したいのですが、もしこういうふうにはさかのぼって条例が適用することになるのであれば、専決という形の提案

の仕方が適した提案の仕方ではなかったのかなと思うのですが、そのところはどうなのでしょう

か。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） これは、9月定例会でもって一度議決をしていただいておりますけれども、その中でまた条文の整備が必要となったことでもって再度提出ということになったものでございます。ですから、専決ではなくて審議していただくということで提案いたしました。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第90号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第91号

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議案第91号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第91号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第92号

○議長（村中徹也） 次は、日程第6 議案第92号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、1番澤藤一雄議員。

○1番（澤藤一雄） 水道料金の統一は合併協議の中で既に決まっていたことございまして、答申でも述べられておりますように、景気の低迷や高齢化によりひとり暮らしの高齢者が多く、公共料金の値上げは日々の生活に直接影響を与えます。そして、川内、脇野沢地区は3段階、大畑地区は4段階で是正をして、全体では平成28年4月までに統一するという内容で、平成29年度で全体的な見直しを求めています。これが諮問どおりの答申だったのか。

そして、今までの料金の格差の要因は何だったのか。大畑地区は、主にわき水や地下水を利用していますけれども、他の地区は河川水等を利用しているようです。この水処理にどのような違いがあるのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（遠藤雪夫） 澤藤議員のお尋ねにお答えいたします。

諮問どおりの答申であったのかとお尋ねですが、むつ市水道料金等審議会への諮問内容は、水道料金の統一を含む見直しについて、水道加入金及び水道関係手数料の見直しについて、料金改定の実施時期を平成22年5月使用分料金からとすることについての3点であります。審議会では、本議案の参考資料としてお配りしてあります水道料金等統一計画案に沿って事務局で説明し、質疑応答、審議を重ねており、この統一計画案の中にたたき台として水道料金等改定の考え方を示してお

ります。そういう意味では、諮問どおりの答申となっております。

次に、旧市町村間での料金格差の原因についてのお尋ねだと思います。水道料金の格差の原因については、それぞれの地区の事業経営上の諸条件の違いにあります。その主なものとしては、水源の種類、箇所数や取得条件の違い、あるいは水道の布設年次、建設費の多寡など給水地域における地理的、歴史的要因を初め、人口密度や産業構成などの需要構造の違いによる社会的要因がありますほか、経営の効率化による内部組織的な要因等が複合的に作用して格差が生まれるものと考えております。

以上であります。

○議長（村中徹也） 1 番。

○1 番（澤藤一雄） この答申では、現在基本料金が10立米までの料金となっており、次の見直しでは最初5立米までの基本料金に含まれる水の使用料が5立米までにすべきではないかというような低減の措置を求めています。そういう方向で見直しを考えるのか。それとも料金の見直しの中に料金の値上げも将来考えられるのか、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（遠藤雪夫） 前回の答申では、5立米についても配慮するべきではないかという答申がありましたけれども、今回の答申では、それについても触れてあります。しかし、5立米というのは、率からいきますと非常に少ない使用者であります。10立米でも大体半分ちょっと過ぎるかぐらいでありますので、そういう加味を将来、平成29年度に全部足並みがそろった時点で、一般的には平成29年度終了するまで値上げ、値下げの論議は恐らく出てこないと思うのですけれども、その時点では当然考えていきたい、そう思っております。

○議長（村中徹也） 1 番。

○1 番（澤藤一雄） いわゆるひとり暮らしの高齢者が多くなって、水の使用料が少ない家庭もあるというような分析を審議会の皆さんがしておられるわけです。そのことが今の答弁と若干違うわけでございますけれども、やはり低所得の皆さん、あるいは使用料の少ない方々に配慮する、10立米までの今の基本料金を見直していくというような考えが私は必要ではないかなと思うのです。

それから、今後川内地区あるいは脇野沢地区の水道管の布設がえというふうなこともきって出てくるのだろうと思うのです。恐らく料金の値上げ要因になってくるのではないかなというような懸念があるわけでございます。そういう意味では、非常に公共料金の値上げという部分では心配をしているわけですが、極力経費の節減をして安い水を供給していただきたいと、安全安心はもとよりでございますけれども、そういういわゆる旧町村部の布設がえの経費の問題も含めて、どの程度どうなるのかというようなことがわかる範囲でご答弁をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（遠藤雪夫） お尋ねは恐らくどの程度、どういう事業をやるのかということだと思いますけれども、まず大畑地区につきましては、70%が耐震管でない硬質塩化ビニール管というものを使っております。これは、すべて今のいわゆるダクタイル管というのですか、そういう耐震性のあるものにかえていきたいと。それから、浄水場には遠隔装置をつけて管理していくと。それから、もちろん配水池には地震が起きた場合自動的に水がシャットアウトされるような、そういう装置も考えていきたいと。

また、西通り地区につきましては、川内の浄水場を全面的に改修し、そして7つある簡易水道施設を統合する、また脇野沢地区には2つの簡易水

道を川内地区と連結して1つの浄水場からの配水にすると。また、田名部地区についてもまだ若干施設の更新が必要でありますので、その部分についてもやっていきたいと、そう思っております。

なお、今回の料金の値上げの中で十分対応していく、そう考えております。

○議長（村中徹也） これでは澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、4番工藤孝夫議員。

○4番（工藤孝夫） 4点ほどお尋ねします。

1点目は、上水道と簡易水道を上水道に一本化するということでありまして、川内地区で言えば7カ所の簡易水道と脇野沢地区の2カ所を統合する。そうした場合、現存する簡易水道の役目といいますか、施設はどのようになるのか、これがまず1点です。

それから、大きな2点目としては、先ほども同僚議員がお尋ねしておいた部分にも関係あるのですけれども、この審議会が要望した事項の検討の結果であります。1つは、料金の値上げになるということから、川内、大畑、脇野沢地区の利用者に対して十分な説明に努めることというふうに求めているわけですが、どのような取り組みがなされたのか。そして、納得が得られたのかどうか。

2つ目は、小口径利用者には料金の低廉化が図られているけれども、ひとり暮らし世帯が増加していると。これらの家庭の使用水量は極めて少量であることから、5立方メートル以下の料金についてはさらなる特別措置を講ずるよう検討していただきたいと、こういうふうな要望をされているわけですが、この点でもどのような特別措置を講ずるつもりなのか、これが第2点です。

大きな3点目としては、相当大幅な水道料金に統一されるというふうなことで、一層の格差拡大というのが懸念されているわけですが、市

民負担というのは当然のことながら、極力回避されなければなりませんし、抑えなければなりません。この点で、合併4市町村の平均した料金体系にするだけとか、そういった配慮がなされるべきであったのではないかなという感じが私はいたします。合併協議会で統一するということは決まっておいたということでありまして、高いほうに統一するよということにはなっていないはずですから、格差是正という点でも、そういう視点での質問がなされたのかどうか、この点もお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 工藤孝夫議員のまず1点目のお尋ねにお答えいたします。

市の簡易水道について、むつ地区では平成19年度までに10カ所の簡易水道を上水道に統合しております。これは、老朽化した簡易水道施設の更新について、これまでと同様の地区単体の施設、いわゆる取水、導水、きれいにする浄水、配水施設を有する浄水場を整備するのでは建設費用がかさむこと、維持管理費がかかることなどコストの削減を図れないままになりますので、上水道からの統合配水管によって簡易水道を連結し、それぞれの浄水場を廃止し、不採算事業である簡易水道の抜本的な改革を図っております。くしくも平成19年度に厚生労働省の簡易水道施設等国庫補助金制度の見直しがあり、基本的に上水道への統合事業でなければ国庫補助金の対象とならないなど、簡易水道事業を取り巻く財源調達の状況が大きく変わってきております。このことから、西通り地区の整備計画においても、川内地区の新規の上水道施設を起点として点在する簡易水道を統合配水管で連絡し、順次上水道に編入していくものとなっております。

2番目の審議会が要望した事項の検討についてでございますが、むつ市水道料金等審議会の答申

書において、要望の（１）として、川内地区、大畑地区及び脇野沢地区については用途別料金から口径別料金に変更になり、料金も引き上げになることから、利用者に対して十分な説明を努められたいという文言が明示されております。このことにつきましては、このたびご提案いたしました本議案が可決されましたら、年明け後から４月ころまで広報紙やホームページでの啓蒙はもちろんのこと、水道だよりの特集号の発行や地区ごとの住民説明会の開催を考えてございます。

要望の（３）は、小口径、これは13ミリ、20ミリ、25ミリを指すと思われまふ。利用者には基本料金の基本水量10立米を付して料金の低廉化が図られているが、高齢化社会と言われる昨今、むつ市も独居老人世帯がふえていると。これらの家庭の使用水量は極めて少量であることから、5立米以下の基本料金についてはさらなる特別措置を講ずるよう検討していただきたいというものでございました。このことにつきましては、要望の（２）、これは要約しますと、口径40ミリ以上の大口需要者の改定幅が大きいので、大畑地区の経過措置が終了した後の平成29年度以降において全体的な見直しを検討していただきたいというものでございますが、要望の（３）の小口径利用者の少量利用者に対する特別措置についても、要望の（２）と同様に、大畑地区の経過措置が終了した後の平成29年度以降において検討することとしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、3番目の4市町村の基本料金の均一化についてでございますが、水道料金は口径別や用途別等料金体系の違いはありましても、おおむね基本料金と従量料金で構成されております。基本料金には、基本水量を付しており、むつ地区と大畑地区は10立米、川内地区と脇野沢地区は8立米になっております。2立米の違いがありますので、川内地区と脇野沢地区の基本水量を10立米に換算

して基本料金を比較いたしますと、むつ地区が1,743円、川内地区が1,848円、大畑地区が1,753円、脇野沢地区が1,984円となっており、4地区の平均額は1,832円となります。このことから、むつ地区の基本料金1,743円が一番低い状況にありますので、基本料金を4市町村の平均的な水準に設定することは、高いところに設定することになりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） まず最初の上水道、簡易水道の一体化ということですが、川内の上水道の取水口、非常にもう古くて大変だというようなことは、私もこの点は十分認識しているつもりであります。ただ、今の話、あるいは計画を見ますと、新規にあそこの上水道の施設を改良するだけで川内の湯野川まで、山手のところは、それからまた脇野沢のほうは九艘泊まで送水すると、上水道から。そうなりますと、全地域に供給するだけの水量があつた八木沢川だけで足りるのかどうか。私専門的でないの、あえてお聞きしますけれども、その点について、まずお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、審議会が要望した事項の検討、料金の問題、特別措置の問題は、今定例会で可決されれば考えるという答弁です。これ一般的に言えば、市民から見れば事後承諾を求めているようなものなのです、議会に対して。こうなると、審議会の皆さんにも失礼なことに結果的にはなるのではないかと。審議会の皆さんは、こういう心配があるのだと、だからよくよく利用者と話し合ってくれと、そして結論を出してくれと、こう言っているわけですから、それがそうではなくて、この議会が終わったら各地域に入っていくということだと。これは、ルールが、順序が全く逆だと、私はそう思いますけれども、何かありましたら、

これに対する答弁があったらお答え願いたい。

それから、ちなみに川内地区、大畑地区、脇野沢地区のひとり暮らし世帯はそれぞれ何世帯なのかお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（遠藤雪夫） 川内浄水場を整備して、それで十分水量が足りるのかというお尋ねでございますけれども、今の八木沢川の上流のほうにいわゆる取水口を設けます。そして、高台にあります湯野川、畑方面、それから脇野沢方面にはいわゆる貯水池、配水池を設けまして、そこに水をプールしますので、水量が足りなくなるということはないと考えております。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 可決されれば市民への啓蒙、普及に努めるということでご答弁申し上げましたところ、審議会の皆さんは、市民と十分に話ししてというふうなお尋ねでございました。私ども審議会が始まる際、審議会の委員の皆様には、答申をいただければ議会にご審議願って議会に諮ることになりますというふうなものを事前に申し上げてございまして、そのようなことから、1番から3番のご要望に対しても、川内、脇野沢の軽減措置についてもわかりました、大畑の川内、脇野沢より長い激変緩和措置、軽減措置についてもわかりましたということでご答申いただいて、平成29年度以降に検討していただきたいという要望を出されてございました。そういうふうなことから、審議会委員と私どもの答弁に食い違いが生じておるとは、先ほどの答弁で申したとおりでございますので、そういう理解でございます。

また、ひとり暮らし世帯については、当公営企業局とすれば、そういう実態はつかんでございません。私どもは、水道水を供給して、その使用料をメーターで確認させていただいてご請求申し上げるというふうなことで、その水道をお使いいた

だけの方が何人お住まいなのかまで、家族調査までいたしておりませんので、ひとり暮らし世帯が何人かまでは把握してございません。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） まず、審議会の要望のことですけれども、端的に言えば審議会の方々の意見を聞いた結果だと、そういう話ですけれども、そうなりますと、審議会が求めた3つの項目、これは審議会の答申に沿った、お願いに沿った方向の回答が出るということになりますよね。そうでなければおかしいわけですから。その点を教えていただきたい。

それから、ひとり暮らし世帯の実態をつかんでいないということであれば、審議会の3番目の答申に、これはちょっと不可解な点があります。つかんでいないというわけですから、ここでどうこう言っても始まらないわけですけれども、これつかむのでしょうか、この点。つかんでいきますよね、川内、脇野沢、大畑の基本料金までの水量を使わなくても済むといういわゆるひとり暮らし、そういう可能性があるということで答申でも言っているわけですから、これは当然つかむと思いますが、その点をお聞かせ願いたい。

あとは技術のほうに入っていくと思いますので、これは後ほど聞くとして、今の2点について、答申の問題についてお答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 先ほどと同じ回答になりますが、ひとり暮らしの世帯数については私ども把握してございません。平成29年度以降にそれについて検討するというふうなことで、私ども審議会でもお答え申し上げます。審議会の答申どおりでございます。

○議長（村中徹也） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第92号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第93号

○議長(村中徹也) 次は、日程第7 議案第93号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第93号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第94号

○議長(村中徹也) 次は、日程第8 議案第94号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、川内第1牧野外1施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。1番澤藤一雄議員。

○1番(澤藤一雄) 指定管理者の指定、これは川内牧野、一般的には牧場でしょうけれども、まず指定に当たって公募をしたのかということが1点と、そして地元の農家の方々は非常に堅実な経営といいますか、信頼性が高いと思いますけれども、さきのみなみ農園開発の経験から、制度として必要であるとの議論がされたわけですが、いわゆる

契約履行保証保険等の担保措置がとられたのか、この2点についてお尋ねします。

○議長(村中徹也) 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長(河野健二) お答えをいたします。

まず、第1点目の指定管理者の公募は行ったかについてお答えをいたします。むつ市営川内第1牧野及び第2牧野を管理運営する指定管理者については、公募をいたしております。公募は、本年7月27日発行の市政だより及び市のホームページに掲載いたしまして、説明会は8月7日に川内庁舎で行いまして、出席団体は1団体でございました。

また、公募の受け付けは9月7日から11日までとし、1団体から指定申請書が提出されたところでございます。

なお、今回の指定管理者の公募は2回目でございます。前は平成18年度に行われまして、説明会には2団体が出席し、1団体の応募という状況でございました。

2点目の契約履行保証等の担保措置についてお答えをいたします。履行保証等の担保措置をとることはいたしておりません。公募要項の応募資格を問う審査基準に法人税、法人市町村民税などの滞納や会社更正法に基づく更正手続を行っていないなど、7項目にわたり基準を示しており、申請時にこういった証明書の提出を義務づけていること、さらに選定委員会での選定基準に施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること、またその他施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していることなど厳しい基準をクリアしていることから、特に契約履行保証等の担保措置を講じていないものでございます。

川内地区牧野管理組合は、過去3年間における牧野の管理業務は良好でございます。経営状況においても、例えば平成19年度において、雨が少な

いため牧草の生育が悪く、放牧頭数が伸びず収入が減少した際には、組合員より会費を徴収して対応するなど連帯して業務に当たっております。また、受け入れております放牧牛のほとんどは、当該組合員の方々の牛でございます、業務不履行は考えにくいところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 1 番。

○1 番（澤藤一雄） 今いろいろ説明がございました。ありがとうございます。

私の申し上げているのは、いわゆるみなみ農園開発問題で多額の返還金、これが発生しているわけです。こういうことを未然に防ぐために制度としてこの保証保険等の担保措置をとるべきだという前回の臨時会でいろいろ議論があったわけでございます、信頼性が高い、例えばいろいろな財務の内容等の審査をしているから、あるいは審査会で厳重に審査をしているから大丈夫だと、ではみなみ農園開発の場合には、そういう審査がされなかったのですか。私この団体を疑っているのではないのです。制度として設けるべきではないかということをお願いしているのです。今後、さきの例のような事案が発生したときに、だれか個人責任をとられるのですか。その審議会のメンバーというのは役所の皆さんでしょう。だれか責任をとるのですか。答弁願います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 指定管理者制度にかかわります契約履行保険制度の導入ということにつきましては、先般もお尋ねにお答えいたしましたように、前向きに調査検討したいというふうなことで現在検討中でございます。ただ、すべての指定管理施設にこの保険が適用されるものかどうか、あるいはまたこの履行保険を導入することになりますと、その保険代そのものが指定管理料に上乗せになるというふうなことも当然考えられ

るということもございます。かといって、担保能力がないということも問題としてあるわけでございますので、その辺のところも加味しながら前向きに検討していきたいというふうに思っております。

今回は間に合いませんでしたけれども、次の指定管理者の指定というまでには、その検討結果を出したいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 1 番。

○1 番（澤藤一雄） 前回の臨時会は10月30日だったと思いますが、それから1カ月余りを経過していきまして、検討の時間というのはそんなにかかるものではないと私は思うのです。そして、当然厳しい審査。厳しい審査と言うけれども、役所の皆さんがそれぞれの関係者が集まって財務内容等を審査するわけですけれども、途中で役員がかわったという前回の事例があるわけです。何回も言いますが、この川内の団体を疑っているのではありません。制度として早急に私は確立をすべきだと。そして、保証保険の保険料等が指定管理料に上乗せになるというのは、これ当然の話です。ですから、そういう方向で早急に検討されるのか、もう一度答弁願います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 先ほどご答弁申し上げましたように、前向きに検討をいたしたいと思っております。これまで若干調査しましたところ、そういう例も全国他市にはあるようでございますので、その辺の事情、それからいわゆる保険の適用範囲、そういうふうなところも十分精査しながら、当市の施設に対応が可能なものかどうか、その辺のところも含めまして、早急に検討結果を出していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質疑を

終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。2番新谷泰造議員。

○2番（新谷泰造） この指定管理契約書等を議会に議決の資料として提出していただけないか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 協定書のことかと思いますが、協定書につきましては、議案の参考資料というふうなことで提出してございません。情報管理といいますか、情報公開制度にのっとっての請求によりまして提出というふうなことで取り扱いをいたしているところでございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） 今私はほかの指定管理者の契約書については、情報公開に基づいて請求しているところですが、ただ、今情報公開でそれをやっている間にも議決されてしまうので、それを議決の前に精査すれば、リスク併記とか、そういうのも検討できると思いますので、ぜひ提出をお願いしたいと思うのですが。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） これは、議決をいただいて初めて指定管理者が決定するということになりまますので、それからいわゆる年次協定を締結するという運びになります。その後提示の請求といいますか、そういうのがあれば情報公開にのっとってのご提供というふうなことでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） では、協定書の内容とか、それから金額とかは、大まかにまだ決まっていないのですか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 協定書は、ほぼ基本的な形は当然決まっているわけでございます。金額はそれぞれの施設によって異なります。それから、

また施設に伴っての特別な条件を付さなければいけないというふうなことがあると思えますけれども、その辺が違うということだけで、基本的な条項というのは定まっているところでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。17番白井二郎議員。

○17番（白井二郎） 1点だけお聞きいたします。

先ほど川内庁舎所長が説明したのですが、この指定管理を受けた方には厳しい基準で審査をしたということでございます。ただし、私たちが資料としてもらっているのは、この議案第94号参考資料ということで、候補者、施設概要、収支の状況、施設利用延べ頭数、これだけなのですよね。正直言って、どの指定管理者にも言えるわけですが、この資料で我々議員に審査して議決してくださいというのには、ちょっと私は資料不足だと思っています。まずその辺のところ、どのように考えておりますか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 資料不足とのご指摘でございますけれども、確かに判断するに足る資料ではないというふうなところはあろうかと思えます。そのようなことで、ご指摘によりまして、私どもも今後議案の審議に十分満足できるような資料の検討をいたしたいと思えますので、ご理解願います。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） 総務部長もそのように考えているということですが、やはり口で、説明で厳しい基準とかと言われても我々わからないわけです。どういう基準があって、どういう審査がされて、どういう環境でこのような結果になって指定管理者の指定をお願いすると、議決してほしいと。大変その辺が私不透明だということを申

したいわけです。この指定管理を受ける団体に対しては、私は何も不足はないわけでございますが、重ねて申し上げますが、やはり今後は指定管理者を指定する場合には、より透明度の高い、議員がわかる参考資料をよろしくお願い申し上げます。その辺のところ、大変申しわけありませんが、指定管理者を与える市長としてはどのように考えているのですか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 確かに参考資料としてつけてございます指定管理者の候補者という欄のところは、この団体がいかなる団体で、どういう管理能力があるのかというふうなところを十分精査するには若干足りないかなというふうに私としても感じますので、その辺のところをもう少し補てんできるような資料を検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（村中徹也） これで白井二郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第94号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第95号

○議長（村中徹也） 次は、日程第9 議案第95号 下北圏域介護認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第95号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第96号

○議長（村中徹也） 次は、日程第10 議案第96号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第96号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第97号

○議長（村中徹也） 次は、日程第11 議案第97号 下北地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。26番齊藤孝昭議員。

○26番（齊藤孝昭） 議案第97号は、下北地域広域行政事務組合の執行機関における組織力の向上及び連携の強化を図るため、新たに参与という職を設けるということとあります。参与には、副市長がなるということも聞いておりましたが、今ここに来て、なぜ参与が必要なのか、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 齊藤議員も下北地域広域行政事務組合議会の議員であります。それをまず前提としてお話をさせていただく前に、皆様方にこ

の部分をご説明をしなければいけないと、このように思います。

下北地域広域行政事務組合のほうは、当然ご承知のとおり、人事面でも財政面でもむつ市として非常に応分の支援と負担を行っております。その部分で特にごみとかし尿という一般廃棄物の共同処理、これにつきましては本当に市民生活に欠かせない固有事務という性格上、相当額の負担を伴っているということをご承知のとおりでございます。また、来年度からは民間移譲の形のしもきた療育園、これはまず一定のめどができましたけれども、まだはまゆり学園の経年劣化、そしてまた老朽化というふうな非常に大きな施設整備、機能強化というふうな部分、これを模索をしていかなければなりません。そういう意味では、ハード面における懸案事項が非常に山積しておりますし、ソフト面でも充実することが必要不可欠であるというふうな認識をしておるところであります。

この大きな課題を抱えている中で、私とともに事務組合に参画しておりました特別職でありました収入役が、ご承知のとおり地方自治法の改正によりまして廃止されました。そういう意味からして、私自身の目が少しでも行き届くようないわゆる太いパイプ役というふうなことで、組織力の強化と連携力の強化というふうなことで、より密接な下北地域広域行政事務組合との連携強化をしていかなければ、非常にこれは市民生活に重大な部分を担っているわけでございますので、その部分で迅速的な情報収集、そしてまた実りある助言というふうなことをいただきたく副市長を参与ということで今定例会で提案をさせていただいた次第でございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） よくわかりました。

ところで、今市長がおっしゃられた外部の執行機関と申しますか、広域運営しているのは下北地

域広域行政事務組合だけではなくて下北医療センターというものもあります、当然議会も持っています。そちらのほうには、副市長の参与とか、その他の名称の役職をつけて執行させるというふうな考えはなかったのかどうかお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、議案とは別のお尋ねでございますので、余り触れたくはないものでございますけれども、議長のお許しをいただきましたならば、その部分でお話をさせていただきます。

下北医療センターのほうはどうなのかというお尋ねでございますけれども、下北医療センターと下北地域広域行政事務組合の部分、ちょっと性格が違うというふうなところで答弁とさせていただきます。存在、その経営の内容、さまざまな部分で組織として違うものがあるということでご理解ができるものではないかと、このように思います。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） 細かい審査については、委員会付託されますので聞きませんが、そうすると市長は、副市長がいなかったここ2年間、一人でいろいろ苦しんで、いろんな執行活動をしてきたと思います。先ほど言ったとおり、これからのことも考えて必要だというふうなことでありましたので、それはいいと思います。ただ、いつまでもその役職が残るのであればどうかなというふうなことも考えますし、今後のその参与のあり方についてももう少しいろんな方面から話を聞きながら検討していただきたい。今回はいいとしても、これから検討することが必要だと思うのですけれども、市長がどういうふうになっているかわかりませんが、将来参与、管理者、または副管理者の関係がどういうふうになるかということも含めて、もし今考えていることがありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、他団体のことでございますので、下北地域広域行政事務組合の存在というふうなこともこれからじっくりと考えていかなければならない大きなテーマであろうと思います。その中で参与のあり方、また副管理者のあり方、副管理者は町村長でございます。そういうふうな形の中で消防の問題、広域でやっておりますけれども、広域のままでいいのか、そういうふうなところはやはり下北地域広域行政事務組合のほうで十分ご審議、ご協議をいただく場面が出てくるものと。その中での参与のあり方、副管理者のあり方と、そういうふうなものが当然議論されるものと、このように理解をしております。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第97号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第98号

○議長（村中徹也） 次は、日程第12 議案第98号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、8番浅利竹二郎議員。

○8番（浅利竹二郎） 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてお尋ねいたします。

まず、今起債をしてこの用地造成事業会計を廃

止するという理由についてですけれども、もう少し早くできなかったのかというような思いがありますので、なぜ今なのかということについてお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 浅利竹二郎議員のお尋ねにお答えいたします。

今起債をして用地造成事業会計を廃止する理由についてのお尋ねであります。用地造成事業特別会計は、公営企業法適用事業として昭和37年4月1日にスタートしましたが、昭和55年ころから宅地販売が不振となり、借入金に係る支払利息が経営を圧迫し、財務状況が悪化したものであります。このため事業廃止、会計の清算に向けて、平成9年4月1日より会計を公営企業法の非適用事業として継続してまいりましたが、この間一般会計においても大変厳しい財政状況が続いたことから、清算のための十分な繰り出しができない状況でありました。今年度から地方公共団体の財政の健全化に関する法律の本格的施行に伴い、第三セクターや公営企業等の抜本的な改革に必要な財源に充てることができる第三セクター等改革推進債制度が創設されましたことから、今回この制度を活用することにより、長年の懸案となっていたこの事業を廃止、清算したいと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それでは、これまで造成事業に要した投資額の総額、例えば造成費だとか管理費だとか公債費等償還金利、これは一時借入金の部分だと思うのですけれども、こういうたぐいの経費の総額、次に造成事業で得た財産売却収入、造成して売った分の収入の総額、次に前に市長の提案理由にありましたけれども、財産の処分により見込む収入分を差し引いてとあるのですけれども、この見込む金

額というのは幾らなのか、この3点をお尋ねします。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） まず、再質疑の1番目、投資額の総額でございます。昭和37年度の用地造成事業会計創設以来から平成21年度までの48年間の投資額の総額は69億5,879万4,000円になっております。

2番目の財産売払収入の総額でございますが、48年間で51億2,559万円になってございます。

また、収入分を差し引いて見込む金額ということでございますが、202万6,000円でございます。これは、国道279号道路改良工事、むつ南バイパスの工事でございますが、この事業に伴いまして、平成21年6月25日に県と土地売買契約を締結し、既に収入済みであります並木地区の未整土地の一部2,894.21平米分の売払収入でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

その説明によりますと、約69億円かけて51億円収入を得たということで、18億円ほどのマイナスということになります。そのものが売れる見込みがないということで、これは固定資産に、一般会計に繰り入れになると思うのですけれども、今後売れる見込みのない固定資産、こういうものをどういうふうに処分するつもりなのか、また特段の理由があるのかどうか、そこについてご説明お願いします。

ちょっと私が間違ったかもしれません。18億円というのが固定資産として残るのかどうか、ちょっとこれ私の勘違いかもしれませんが、要は残った分が一般会計に繰り入れになるわけですよ。その分をこれからどういうふうに処理するのかということについてお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 用地造成事業会計が廃止になりますと、保有土地の処分計画につきましては、都市計画街路用地等公共用地として一般会計への売却を見込んでおりました地区については、廃止とともに所管がえという処分形態をとることになりますが、その他の地区については、基本的に平成20年度に策定しております経営健全化計画にのっとり進めてまいりたいと考えてございます。

経営健全化計画では、保有土地につきましてはそれぞれの用途に応じて大分類では公共用地及び一般分譲用地としておりまして、中分類では公共用地は都市計画街路用地及びその他の用地とし、また一般分譲用地は住居用地及び軽工業等用地としておりまして、平成20年度から平成29年度までの処分計画を経営健全化計画で策定しております。しかしながら、これまでの決算の状況でおわかりのとおり、依然として景気の低迷が続く中、なかなか処分が進んでいないのが現実でございます。今後保有土地につきましては、一般会計へ所管がえになりますが、それぞれの用途に応じて担当部署を決定し、それぞれの部署において処分の取り組みを強化し、早期の処分に努力してまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（村中徹也） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、26番齊藤孝昭議員。

○26番（齊藤孝昭） まず、この第三セクター等改革推進債と簡単に言ったら、借金をして分割で返すということになりますが、対象期間が平成21年度から平成25年度までの時限立法で、議会の議決の後、総務大臣または都道府県知事の許可が必要だということの前振りの当議会の議決の提案だと思っておりますが、これは何年返済になるのかということと、その借金をすることで……10年返済ですね。

この借金を返済することによって、今でも財政の硬直化と言われていて、その年度予算のうちの返済金が余りにも多いために自由に使えるお金がないというふうな厳しい状況がむつ市の状況であります。そして、この12億円ちょっとの借りかえをするということになる場合、公債費の比率が上がって、ますます財政の硬直化を招くのではないかというふうなことを心配しておりますが、そのところはどのように考えているのか。

もう一つは、この第三セクター等改革推進債の対象の事業についてですけれども、むつ市ではむつ市教育振興会、もう一つは脇野沢農業振興公社とむつ市が100%出資している外郭団体が2つあります。この財政状況、経営状況が、特に脇野沢農業振興公社が悪いのですけれども、今後この第三セクター等改革推進債、平成25年度までの間に検討する考えがあるのかなのか、2点お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 齊藤孝昭議員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目、公債費比率についてのお尋ねですが、今回第三セクター等改革推進債については13億6,790万円の借り入れを予定しているものであります。また、借入条件等については市中銀行からの借り入れで償還年限10年を予定しているものであります。

現在当市は実質公債費比率が18%を超えておりますことから、起債の許可団体となっているものでありまして、県へ公債費適正化計画を提出し、指導をいただいているところであります。

今後第三セクター等改革推進債の借り入れによりまして、実質公債費比率が約1ポイント上昇することになりますが、一般会計、特別会計の事業を精査し、起債の抑制を図ること並びに繰上償還の実施の検討など、公債費の適正化に努めてまい

りたいと考えております。

2点目の市が出資している財団法人等に対するこの制度の適用についてのお尋ねであります。第三セクター等改革推進債制度の対象は、1つ目として、公営企業の廃止、2つ目として土地開発公社及び地方道路公社の解散、または業務の一部廃止、3つ目として、損失補償を行っている法人等の解散または事業の再生でありますことから、当市の第三セクター、地方公社の中でむつ市土地開発公社が該当するものでありまして、今後制度活用について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、1番澤藤一雄議員。

○1番（澤藤一雄） いろいろ議論がありましたので、重複しない範囲で行いたいと思います。

昭和37年からの事業開始ということでございますけれども、この事業はそもそも他人の土地を買って整地をして売却すると。水道事業等とは違って、非常に公益性の低い、全く営利的な要素の強い事業の破綻ということでございますけれども、いろいろ答弁がありました。その中でまずこの現在所有している土地、完成土地1万795平方メートル、未完成が10万6,137平方メートル、そして合計で11万6,932平方メートルですけれども、この所有土地の簿価と実勢価格が幾らなのか、そして売却の可能性が現在のところ全くないようすけれども、その辺がどうなのか。

それから、今後用地によっては各部署で管理をして、それぞれ活用、処分をしていくというような答弁でございました。役所が土地を持って、それを売却していくということ、そして当然その担当者も入れかわったりして、その売却のノウハウといえますか、そういったものがきちんとしてい

るのか。それから、専門知識を有する民間委託等を導入して、もっと早く売却する考えがあるのか。そして、売却価格を実勢価格で売却するという考えがあるのか。これらについてお尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員に一部お答えをさせていただきます。

この土地は、全くの塩漬けの状態でございます。そういうふうなものがこの50年のむつ市の歴史の中でこういうふうな状況になってきておりまして、要するに14億円の赤字を抱えていて、この赤字をどうするのかと。つまりこれは14億円、資金不足比率が非常に高うございますので、これは外部監査も受けなければいけない。そうすると、外部監査を受けますことによっては、また2,000万円、3,000万円の監査の費用もかかると。そういうふうなことをもろもろ検討いたしました。そしてまた、14億円の赤字の中で、要するに土地の財産として、簿価の問題が、これ具体的に企業局のほうで答えられるかどうかちょっと今わかりませんが、大体6億円から8億円程度評価価値があるだろうと。そうすると、14億円の赤字から8億円程度引くと6億円程度の赤字としてこの財政法が変わった段階で判断をしてくれるのではないかとさまざまなことを期待をしてきました。しかしながら、この赤字は赤字としてというふうなことでございますので、第三セクター等改革推進債ということで利用させていただいたと。そのことによって資金不足比率も、また先ほど齊藤議員からお尋ねありましたけれども、4つの指標の中の実質公債費比率は1ポイント上昇はしますけれども、これは内部的にもっともっと下げる努力もできる、しなければいけないと、こういうふうなことの総合的な判断でございますので、この部分でご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 11万6,000平米に対して簿価、実勢価格についてとのお尋ねでございます。私ども帳簿価格で押さえているものと、それから住宅地として既に開発され整備している第三旭町団地と並木の団地については1億4,000万何がしの売り出し価格、実勢価格で押さえてございます。そのほか大概が市道部分でありますとか、緑地でありますとか、あるいは都市計画街路用地でありますとか、助言指導いただいておりますけれども、先行取得した部分もでございます。そういうふうなことから、帳簿価格と実勢価格が入り乱れてございますので、分けてお答えしたいのですが、把握してございませんので、了解していただきたいと思っております。

それから、売るノウハウが引き継がれておらないのではないかと、きちんとそういうふうなものを引き継いで売る努力をしたらいかがかというお尋ねに受け取らせていただきました。昭和62年度に企業局の用地課がなくなりまして、昭和63年度からは用地の担当者が一人もおられない状態で事業の予算と決算を担当する形で進んでまいりまして、今市長がご答弁いたしましたとおり、いわゆる塩漬けの状況でまいってございました。途中県の住宅供給公社のほうにお願いして、住宅とともにというふうなことで売上金の数%をお渡しするという形で住宅供給公社のほうにお願いした件もございますが、このような形でまだ残っているということでございまして、澤藤議員のお尋ねに明確にお答えできない状況でございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） なかなか悩んでおられるというのは伝わってまいりまして、ただ昭和55年ころから売れ行きが悪くなったというふうな話でございまして、非常に実勢価格も把握していないような状況で、担当者も実質いないというふうな感

じでございまして、もっと民間に売却を依頼すると。

そして、いま一つは、前に何かこの議論があったときに、今安く売ると、前に買った方に不平を言われるのではないかというような議論があった記憶もございましてけれども、その辺の実勢価格で売ることということ一つと、それから民間にある程度ゆだねるといような手法も考えるのか、その辺について答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 先ほど住宅供給公社のお話もさせていただきましたが、それと同じ利益というか、手数料で民間の方というお声がけもさせていただきましたが、なかなか私どもが保有している土地について興味を示していただくまでには至らなかったというのが事実でございます。

それから、実勢価格についてでございますが、前には澤藤議員、今お尋ねのとおり、前に買った方々に提供した値段より安く提供いたすのはいかなるものかというふうな答弁をした時期もございまして、平成19年度財健法ができて、総務省が青森県を通して、私どもに経営健全化計画という形で強い助言をした際に、私どもは第三旭町団地でございますが、一番最初に7万9,000円のを4万3,000円というふうな、そこまで私どもも、もちろん30年以上もたっていますので、ガレージ、コンクリートでつくった車庫ももう亀裂が入ったり、あるいはフェンスも倒れて、そういうふうな損失、もう減価償却というか、使えないものもありますので、それを差し引かせていただいて4万3,000円というふうな形で広報紙等で募集いたしましたけれども、残念ながら5筆のうち一筆もまだ売れていない状況にございまして、澤藤議員提言いただきました民間あるいは実勢価格の軽減等についてもいろいろ検討させていただ

いたところでございます。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。2番新谷泰造議員。

○2番（新谷泰造） 先ほど用地造成費用として69億円、それから売却収入が51億円、そうすると差し引き18億円になるのですけれども、起債で14億円引いたとすると4億円が残るのです。この4億円は一般財源からの持ち出しだと理解してよろしいのでしょうか。

それから第2点として、平成22年度から1億3,600万円程度の返済が必要になるのですけれども、これは赤字解消計画に影響を及ぼさないのか、2点だけよろしくお願ひいたします。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 差額については市からの繰出金でございます。

それから、赤字解消計画については、私どもの所管ではございませんので、財政当局のほうでお答え申し上げる事項でございます。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。

2点目の赤字解消計画、9月定例会のときに赤字解消計画書を提出しておりますが、そのときにはまだ第三セクター等改革推進債の活用が不透明でありましたので、踏み込んでおりませんが、今後赤字解消計画を見直しする際には、これらの公債費について見直ししてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第98号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第98号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第99号

○議長（村中徹也） 次は、日程第13 議案第99号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第99号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第100号

○議長（村中徹也） 次は、日程第14 議案第100号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、1 番澤藤一雄議員。

○1 番（澤藤一雄） 議長、済みません、取り下げします。

○議長（村中徹也） これにて澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、3 番目時睦男議員。

○3 番（目時睦男） 議案第100号について、確認をさせていただきたいと思いますが、本議案は過疎地域自立促進計画の変更の議案であります。高齢者福祉施設の老人ホーム、それにその他川内と大畑の地域と、このようなことではありますが、関連して、私の理解では、この件に関しては補正予

算も盛られております。そういう意味から、関連しているとすれば理解できるわけではありますが、確認のためにこの川内、大畑のそれぞれの施設の内容についてお知らせを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

川内と大畑地区に対する施設のごことでございますけれども、1 つは川内地区の社会福祉法人八千代会によります特別養護老人ホームでございまして、従来の施設に増設する形で定員50床から20床の増を図るものでございます。

もう一箇所は大畑地区でございまして、こちらは社会福祉法人三恵会による短期入所生活介護施設で20床の新設建設となります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3 番。

○3 番（目時睦男） 私の理解と今の説明が一致をしたわけではありますが、前の議会の議論の中で私も申し上げて、理事者のほうもその認識については一致をしているわけではありますが、現在のむつ下北の状況を見ますと、高齢化の状況等も相まって、それぞれの老健施設、老人ホーム等のショートステイも含めて待機者が相当数おるといような状況の中で、総体的にはこの地域の施設が不足をしているというようなことで私も認識をしています。そういう面では、その充実強化を図るという意味で今回の過疎法を適用して行政としての支援をしていく、このようなことだろうと思いますので、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） これにて目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第100号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第101号

○議長（村中徹也） 次は、日程第15 議案第101号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第101号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第101号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第101号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第102号

○議長（村中徹也） 次は、日程第16 議案第102号

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第102号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第102号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第102号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第102号は、これに同意することに決定いたしました。

ここで昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第103号

○議長（村中徹也） 次は、日程第17 議案第103号 平成21年度むつ市一般会計補正予算を議題といた

します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、26番齊藤孝昭議員。

○26番（齊藤孝昭） 一般会計補正予算書の12ページの旧庁舎耐震等診断業務委託料について、まず質疑いたします。

これは、旧庁舎の南と北の庁舎を耐震診断することとありますが、なぜ今この旧庁舎の南、北庁舎の部分だけ耐震診断を優先させるのか、お聞きいたします。

次は、20ページの体育施設管理費についてです。これは、スキー場の指定管理料の増額になるのですけれども、提案理由では天候の理由で雪が少なかったのだというふうなことでありましたが、この指定管理料の増額に当たってどのような協議がされたのかお知らせください。あわせて、単年度で増額した後の金額と委託料と、直営で今までやっていた単年度の委託料の差がどれくらいあるのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

旧庁舎の北庁舎及び南庁舎の耐震診断をなぜやるのかということですが、ご存じのように、旧庁舎につきましては本庁舎移転基本計画におきまして、本庁舎は議会棟も含めて移転後速やかに解体し整地することといたしておりますが、北庁舎、南庁舎、東庁舎、これについては再利用という仕分けをしていたところでございます。ただ、北庁舎及び南庁舎につきましては、いずれも昭和56年以前に建設された建物で、耐震診断を必要とする建物でございますが、これまで対応ができなかったものでございます。これまでは、再利用計画が整ってから、その整備事業の中で取り組むこととしていたところでございま

すが、これが場合によっては相当大きな耐震補強費が必要になるということも考えられますことから、今後どのような再利用を図るにいたしましても、建物本体の健全性はやはり事前に確保しておくべきだろうということの判断でございました。来年度旧本庁舎を解体し、北庁舎及び東庁舎、これを分離独立させる予定としていただいておりますが、診断次第では何らかの手だても必要になってくるということでございます。場合によっては、最悪本庁舎同様解体撤去も考慮に入れておかなければいけないというふうなこともございます。

また、この耐震診断の期間、これが半年以上を要すると。今学校等の耐震診断等を実施しているわけですが、非常に立て込んでいて、この診断に相当の時間を要するというふうな事情がございますので、あえて今の時期に補正をお願いしているということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 指定管理料の増額に関しましてお答えを申し上げます。

むつ地区体育施設の指定管理につきましては、平成19年11月開催のむつ市議会第194回定例会におきましてご審議をいただき、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3カ年、NPO法人むつ市陸上競技協会を指定管理者としてむつ地区体育施設の管理をお願いすることとしたものであります。

この指定管理者の指定の審議の際に、スキー場の運営は天候に左右される、契約する際には赤字補てんに関する一文を付してほしいとの意見が出されておりました。これを受けまして、基本協定締結の際には第27条として、物価水準の変動等により当初合意された指定管理料が著しく不適當となったと認められるときは指定管理料の変更を申

し出ることができるとの文言を挿入した経緯がございます。今回は、その条項を受け、むつ市陸上競技協会から、暖冬少雪によりリフト収入の落ち込みがあり、指定管理料の変更の協議をお願いしたい旨の申し出を受けたものでございます。協議では、降雪の状況、リフト利用状況、経費の支出状況を調査し、指定管理料の調整は必要だろうとの判断に至ったところでございます。

続きまして、増額後の委託料と直営で管理した場合の金額の差は幾らかというお尋ねでございます。直営で実施した場合と指定管理で実施した場合との差につきましては、指定管理導入時に1,264万5,000円と説明をしてございます。これは、直営の人件費5,727万9,000円と指定管理料積算時の人件費4,463万4,000円の差を1,264万5,000円と説明をしてございます。これは、あくまでも、その他の経費は直営であっても、委託であってもほとんど変わらないだろうという前提のもとでそのような説明をさせていただきました。今回指定管理者のほうで収入が落ちたということ、天候の不順によって収入が落ちたというこの事実は、例えば直営でやったとしても同じであろうと、同じに料金に影響が出ただろうという判断をしてございます。したがって、実質的に管理した場合の金額の差というのは同じではなかろうかというふうに思っております。

ちなみに、指定管理者の平成20年度の決算が出ておりますので、その決算の人件費と比較すれば、おのずからわかっていただけるのかなというふうに思いますけれども、その人件費は4,094万5,000円でございます。したがって、直営の人件費と差し引きいたしますと、この時点では1,633万4,000円の効果が出ているというふうにお答えをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） わかりました。

旧庁舎の北、南庁舎の件ですけれども、まずは市の持っている公共施設で不特定多数の方が出入りをしている施設で耐震診断をやっていない施設がまだほかにもたくさんあるはずで、そこをやらなくて、今現在人が入っていない、使っていない場所の耐震診断を優先してやらなければならないということは、もしかしてその耐震診断をして人に貸す予定があって、その貸す予定ありきで先行して予算をつけて診断をするのではないかと、うふうなことを私は勝手に思っているのですけれども、そういうことがあるのかなのか。

そして、スキー場の委託料に関しては、3年契約でありますので、当初1億5,369万7,000円、今回補正で521万4,000円ということになっておりますが、それでは今シーズン雪がいっぱい降って、指定管理者の努力によってお客さんがふえて収入が増額した場合、その増額分はどのように補正していくのかお伺いします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 公共施設の中で耐震診断をやっていないのは大畑庁舎、それから大畑の公民館等になりますが、何でそういう施設をさておいて北庁舎、南庁舎をやるのかということでございます。これは先ほど申しましたように、旧本庁舎を解体するというので、北庁舎、南庁舎を分離独立させるということとを並行してやらなければいけないというふうなことがあるわけでございませぬけれども、その折にきちっと使える建物なのかどうかを北庁舎についてはまず診断しておかなければいけないということがございます。これがやられないで分離独立した後に、実際に他の目的のためにうまく使えないというものであれば、これは二重投資にもなりかねないというふうな不安もあるわけでございますので、そここのところは今年度予算補正していただいて診断しておく必要

があるだろうということの判断でございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 指定管理の問題にお答えいたします。

確かに議員ご指摘のとおり、指定管理は3年間の契約でございます。本来であれば、3年を単位として収支の状況について検証するという形になるべきが本来であろうかと思えます。ただ、余りにも自然の降雪の状況によって経営に影響があるということで、その指定を受けた団体の責めによらない理由、あくまでも天候に左右される経営状況ということでございまして、その指定を受けた団体に営業に関して非常に大きな不利益を与えるという状況のもとで、これは補てんをしなければならぬというふうに考えているわけでございます。したがって、昨年度は赤字であったけれども、今年度は黒字が出たという場合には、これは当然その部分については相殺をさせていただきたいというふうにございます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど部長がちょっと答弁漏れがありました。私からあえてご説明をさせていただきたいと思えます。

これは、耐震の部分、つまり先ほどの部長の答弁のとおり、本庁舎をつぶしてしまいますと、そこで集約していたボイラーだとかモーターだとか、そういうふうなものがあそこに集約されているわけです。ですから、その部分でまず北庁舎と南庁舎の耐震をして、これはもう費用がかかるのでしたらつぶさなければいけないという判断に至るかもしれません。そういうふうな判断材料をやはりしっかり根拠をつけるために、その耐震診断をするということでございます。

さらに、他団体のそのために耐震をして、そして修理をするのではないかというご趣旨の、勝手に思っているというふうな前段がございましたけ

れども、そういうことではございません。しかしながら、ある団体から、その庁舎を利用させてくれないかというふうな申し入れがあるのは事実でございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） 旧庁舎の耐震診断の件については、借りたいという団体があってもなくても別にいいのですが、そもそも最初に言いましたとおり、今人がいっぱい出入りしている施設があるのにも関わらず、人が全然入っていないで、ボイラーとか電気設備とか、旧庁舎の真ん中を外して、端っこにある2つの建物がうまく使えないと。なので、それをうまく使うための段取り、または条件をつけたいというふうなことはわからなくはありませんが、あえて今回補正を組んでまで急いでやる必要があったのかということに疑問がありまして、もう少し詳しい説明をしてほしいのです。例えば先ほど部長が答弁されました大畑庁舎、大畑公民館の耐震診断はいつやるのだと。これは補正ですから、急遽わいてきた話だと思えますが、優先順位はどうだったのかとか、いろいろあると思えます。そのところの説明をお願いします。

スキー場に関しては、むつ市陸上競技協会に指定管理を指定したときに、天候によって委託料の変動があるということを一筆入れてくれとお願いしたのは私でした。公共団体が管理するスキー場の指定管理をしている各地方自治体で成功している例はほとんどなくて、ほとんどのところが赤字で、なかなか経営がうまくいかない、最後はやめてしまうというふうなのが今までの通例で多数ありました。なので、私はそもそも運動公園はいいとしても、スキー場を運動公園とセットして指定管理するのはいかがなものかというふうな話もさせていただきましたが、やはり思ったとおりそうだったかということでもあります。受けた団体には

全然責任がなくて、一生懸命やっているのですけれども、なかなかこれを黒字に持っていかとか、市民の皆さんに喜んでもらえるような集客力をアップするような施策ができるかといっても、これもまた難しいのです。そこのところをもしよかったら、その金額の問題も含めて、今後どういうふうな指定管理の方法がいいのか、指定管理しないで直営にしたほうがいいのかというふうなスキー場の管理のあり方についてもぜひ検討してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 大畑庁舎及び大畑中央公民館の耐震診断の件でございます。これは以前にもお尋ねがあってお答えしていたかと思うのですが、いずれも非常に老朽化している建物でございます。大畑庁舎も大畑中央公民館も建て替えるべきか、このまま使うべきかというところの判断がまだつきかねているという状況でございます。だからといって出入りしている人の危険はどこのだということのご指摘もあるわけでございますけれども、そこのところの判断をしたうえでないと、これがまた二重投資というふうなこともなりかねませんので、その辺のところを見据えながらの対応ということでございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 今後の指定管理のあり方についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、議員ご指摘のとおり、こういうスキー場、季節にとらわれやすい指定管理については、非常に検討する余地があるかと思えます。といいますのは、我々も今回は初めてのスキー場の指定管理ということで出ささせていただいたわけですが、実際我々が収入として多分入ってくるだろうと予想した金額から800万円程度減になっております。これは、あくまでも天候に左右されるも

のをそのまま指定管理者に押しつけるわけにはまいたらないのではないかという思いでございます。ただ、3年の契約がございますので、ことし、来年度とまた少雪によりまして財源に不足が生じたということになれば、その時点では考えたいと思っております。

それ以降の部分について、新たな指定管理をする際には、改めて指定管理のあり方、もしくは指定管理でも収入のとらえ方。といいますのは、1つには現在の取り扱いとしては指定管理者の収入としてございます。これは、全くの収入の増減によって管理に影響が出てくるという形になります。もう一つは、市の収入にするという方法もございます。そうしますと、収入の減の部分のリスクは市が負うという形の指定管理も可能となります。そうしますと、利用者の利便性を高めるということで指定管理者そのものが努力できるのではないかなというふうな思いですので、その部分については今後変更といいますか、次回の更新の段階では検討させていただきたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、4番工藤孝夫議員。

○4番（工藤孝夫） 労働費の緊急雇用対策費について2点ほど伺います。

1つは、緊急雇用創出事業と市単独事業の内容について伺います。

2点目でありますけれども、前期の緊急雇用事業では、川内地区の林道、登山道美化整備事業について早目の事業の開始、雇用ということへの配慮がなされまして、大変歓迎されました。ただ、その一方で失業者あるいは失職者の中から、事業のあること自体を知らなかったという苦情をいただいたのも事実であります。そこで、失業あるいは失職者が容易に知り得る、そういう周知方法、

これは委託事業任せということではなくて、行政が主導をとって周知していくべきだというふうに思いますけれども、この点についてご答弁願います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 工藤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、事業の内容につきましてでございますが、生涯学習課が大湊中学校の空き教室に保管している野鳥の剥製の現況調査、簡易な修復及びデータベースの作成を行います文化財保存調査及びデータベース化事業と、産業政策課が下北地域の冷涼な気候を生かした新規作物の研究及び流通を計画するために行う元気作物産地育成プロジェクト事業の2事業を行うことにより新規雇用を生み出すことができるものであります。

緊急雇用事業について、国では追加経済対策を取りまとめ、不況の回避に全力を挙げるとしていることから、対策事業に動きがあった場合、今後最大限活用してまいりたいと考えております。

また、市単独事業の雇用対策として行っている事務補助職員の採用については、新規事務補助職員8名と雇用期間の延長に伴う4名の賃金を補正するものであります。

もう一点、市民への周知を図ることについてのお尋ねであります。本件は青森県への申請、また議会の承認後、担当課がハローワークへ雇用の募集をすることになります。時間が限られることから、市民へ周知するよりよい対策が何があるのか検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 周知徹底のことで、これから検討するという事ですから、ぜひそのようにしていただきたいと思います。各庁舎ごとで周知を図るという方法は考えられるのか、考

えられないのか、そういう方法はなじまないのか、その辺のことでもし考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） ただいま検討を進めておりますのは、市政だよりで、もう印刷のほうは間に合いませんので、折り込みにするかどうか、あるいは新聞等を通じてやるのか、この辺のところを今検討している最中でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 市政だよりも折り込みもいいのですけれども、やっぱり失職されている人、失業している人は新聞の購読もしていないと、そういう人もたくさんあるのです。現実の問題として。ですから、そこも含めて検討していただくように要望しておきたいと思っております。

○議長（村中徹也） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、3番目時睦男議員。

○3番（目時睦男） 3点についてお尋ねをいたします。

1点目は、16ページ、歳出第4款衛生費の第2項清掃費の2目のじん芥処理費についてであります。この2,373万1,000円の減額の理由と内容についてお知らせを願いたいと思っております。

2点目が17ページの歳出第7款商工費の第1項商工費の6目産業振興費についてであります。この予算案については、むつ下北ユビキタスコミュニティネットワーク構築事業、これに要する費用として計上されているわけですが、この事業団体、事業内容、事業目的についてお知らせを願いたいと思っております。

3点目は、先ほどの同僚議員の質疑とも関連するわけですが、先ほどの質疑に対する答弁の中で、この増額補正の中としては、指定管理者からの申し出によって、協議の中で収入減の部分

を補うと、こういう趣旨であります。実は釜臥山スキー場にかかわる指定管理の基本協定書、それと同じような施設で指定管理をしている大畑の兎沢スキー場の指定管理の基本協定書、協定事項、条項が違うのです。例えば今の釜臥山スキー場にかかわる指定管理の基本協定の第27条を該当させている指定管理料の変更、この条項は、兎沢の場合、兎沢スキー場等の部分については条項としてありません。他の部分もあるのですが、私の理解というか、通常こういう施設の場合にはどちらも指定管理する側からすると、基本協定の条項というのはマニュアル化してきちっと同じような条項で協定するというのが当たり前というか、通常はそうだと思うのです。そういうふうなことで基本協定事項がそれぞれおのおので違うという部分についてご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 日時議員のお尋ねの第1点目の歳出第4款衛生費の第2項清掃費第2目じん芥処理費の指定ごみ袋製作費の減額の理由と内容についてでございますけれども、減額となりましたのは、市指定ごみ袋製作費の年2回の入札による執行残によるものでございます。当初市指定ごみ袋製作費を予算では4,566万9,000円として見ておりましたけれども、入札によりまして、実績では2,193万8,000円になりました。今年度の販売状況から勘案しまして、または在庫状況から勘案しまして、この決算見込みにより2,373万1,000円の減額の補正予算を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） お尋ねの2点目、むつ下北コピキタスコミュニティネットワーク構築事業についてご説明申し上げます。

まず初めに、事業の目的についてでございますが、

本事業はむつ下北地域の魅力的な資源を県内外に広く情報発信するため、インターネット上にサイトを構築するものであります。

次に、事業内容についてでございますが、むつ下北地域の企業や個人事業主が気軽に情報発信できる仕組みを構築し、また地産地消を促進するべくむつ下北でとれた農林水産物をだれもが取引や予約が可能な仕組みを構築し、フリーマーケットや産直販売等をネット上で展開することとしたいと考えております。

さらには、地域コミュニティーを推進するシステムとして、懐かしい下北をテーマに、地域の学校や風景をネット上に残し、地域出身者から下北ファンを拡大すべく広く意見や書き込みのできる仕組みを構築するものであります。

今回構築する仕組みは、自由に情報発信できる仕組みとしており、今後情報発信側の枠を行政や観光団体、学校など各分野に広げることで幅広い情報を網羅した元気なまちづくりサイトとして成り立つものと考えております。

次に、事業団体についてでございますが、市では今年度中にシステムの構築を図り、仮称となりますが、むつ下北元気なまちづくりサイトを立ち上げることでございます。構築後は、運営団体としてNPO法人に対しコンテンツの作成、事業や事業所のサポート業務等をお願いする形で検討を進めております。

この下北コピキタスコミュニティネットワーク構築事業を進めていくことにより、市民のさまざまな生活局面をより豊かで快適なものとするとともに、関連する産業の活性化や雇用の創出を含め、むつ市の元気回復、特に若い世代の元気回復につなげたいと強く願っているところであります。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 基本協定の部分についてお答えを申し上げます。

まず、基本協定の考え方でございますけれども、基本になるものは同じようなマニュアルに沿った基本協定が原則になります。なぜ今違うかということをお申し上げますと、むつ市陸上競技協会の部分については平成20年度で基本協定を締結してございます。そして、教育振興会のほうは、平成21年度で協定を締結しております。教育振興会の部分、先ほど27条と申しましたけれども、その部分は条がずれて記載されてございます。したがって、その部分については教育振興会の兎沢スキー場についても記載がございます。要は基本協定の見直しをかけた結果、その部分の条が繰り下がったというふうなことでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（目時睦男） 先ほどじん芥処理費の関係で説明ありました。それで、今ごみ袋を市民の方々に大きいやつで10枚300円で販売をしているわけです。端的に言いますと、この契約者との差額の部分の減額と、簡単に言うとそういうような内容のようではありますが、300円に対して具体的には原価が幾らで手数料が幾ら、そしてシルバー人材センターのほうに、各販売店のほうに搬送していただいていると、その経費等、原価的に見た場合にどういう構成になっているのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

それと、2点目の産業振興費であります。先ほどの部長の説明からしますと、具体的にはむつ下北ということですから、我がむつ市だけではなく、下北半島全体の特産品というか、そういうようなことでのネットワークづくりということで進んでいくのかどうか。仮にそうだとすれば、関係する自治体との連携についてはどうなのか、その辺についてもお聞きをしたいと思います。私としては、こういう部分については当然我がむつ市

だけではなくて、下北全体を丸ごとPRしていく、販売戦略をとっていくというようなことが必要だという意見を持っているわけですが、その辺についてお聞きをしたいと思います。

3点目の部分については、私の持っている資料では、先ほどの教育部長の説明からしますと、その後基本協定書の差しかえをしたのかどうか、再度その辺の部分について、今の条項についてははっきり私の手元の部分からすると載っていませんから、再度確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 目時議員からごみ袋の販売またはごみの処理手数料の部分についてのお尋ねがございました。まず、今回ご提案申し上げた補正予算については、平成21年度の決算見込みでございますので、その部分においては原価が幾らで、それで差額が幾らかというようなところは、なかなか今出ておりませんが、平成20年度の決算で述べました決算を見ますと、販売額が8,400万円ほどになっています。それで、製作費が3,200万円余、それから配達委託料が200万円余、取り扱い店の委託料が1,100万円余となっています。これで売り上げから今言いましたもろもろの費用、原価というものを差し引きますと、3,800万円余の差額が出てくることとなります。これについて処理手数料でございますので、支払い側としては、この部分でじん芥処理費、すなわち収集運搬委託とか、または下北地域広域行政事務組合にありますじん芥処理施設での処理費用、これが結構、大体12億円ぐらい今年度かかりますけれども、その部分に充てているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） お答えいたします。

ネットワーク構築事業について、下北半島全体という目時議員のご発言でございましたが、このネットワークの構築は、下北全域で構築することをねらいとしてございます。

また、構想取りまとめに関しても、各自治体もこの検討のメンバーに入らせていただきまして検討を進めているところでございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

手持ちに今基本協定書を持っていないわけですが、先ほど申し上げました指定管理料の変更にかかわる条項は間違いなくあるということでお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（目時睦男） 今回の教育部長の答弁に関連してのお尋ねであります。変更をする理由が降雪の関係で少雪であったと、こういうようなことから、営業日を減少せざるを得ないという、リフト代の売上げが少なかったという、その部分の補てんというようなことで、この雪の関係については、海拔の状況もあろうかと思えますが、釜ヶ崎山スキー場より兎沢スキー場のほうが雪の量は、低地でありますから、まだ少ないというのが通常の気象条件なわけであります。そういう面で、今の部分についてはあるということからすると、仮に兎沢スキー場の場合でもそういう経理的な部分で申し入れがあれば協議に応ずると、このようなご理解でよろしいでしょうか。最後お願いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 基本協定書の中にそういう条項がございますので、協議の申し出があれば、申請は受けさせていただきます。ただし、営業にどのような影響があったのかというふうなことにについては、かなりの部分で慎重に検討をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、2番新谷泰造議員。

○2番（新谷泰造） 歳出の前年度むつ地区体育施設指定管理料の調整金についてお聞きいたします。

赤字の原因は、暖冬で雪が降らなかったことにあるようだが、民間法人ならば契約時に見通すのが当然ではないか。物価変動等と異なり、暖冬でスキー場の雪が少なくなることは、現在の地球温暖化の気象状況から一般的に予想できたことではないか。

2点として、過去10年間の利用料の収入状況はどうなっているのか。

以上、2点について。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず、雪の状況、民間法人であれば、当然見通すのが当たり前ではないかというふうなご発言でございました。これは、我々行政サイドで積算した場合でも見通せませんでした。といいますのは、我々が指定管理の公募をした際に、二千四百幾らの収入が見込めますよというふうな形で公募をしたのですけれども、これは平成11年から平成17年までの7年間の平均値を用いた数値でございます。それで、一応その数字を積算したわけですが、ここまで雪がぐっと減るといふ予想はとてできませんでした。以後この後も暖冬の傾向は続いておりますけれども、それが果たしてどれぐらいの雪の量になるかという推計はおのずと無理かというふうに感じております。

過去10年間の利用料の収入状況ということでございますけれども、これは数字を並べてよろしいのでしょうか。

まず、平成11年から平成17年まで、これは我々が指定管理の収入の積算をするうえで平均値を求

めた数字でございますけれども、平成11年度は3,346万2,104円、平成12年度は2,989万7,490円、平成13年度は2,546万8,000円、平成14年度は2,209万4,485円、平成15年度は1,810万7,700円、平成16年度は2,134万9,500円、平成17年度は2,277万4,500円、平成18年度、これはもう皆様ご存じのとおり、暖冬で全く雪がなかった年でございます。この年が554万8,400円、非常に大きな落ち込みをしております。平成19年度は、1,629万9,100円、そして平成20年度、これが指定管理者に移ってからですけれども、1,645万2,100円という数値になります。平成11年度から平成17年の平均をとりますと、2,473万6,254円となります。平成11年から平成20年までの平均をちなみにとってみますと、2,114万5,338円という数字になります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） 今の中で、暖冬で雪が降らなかった部分の収入減、今521万円補てんするわけですね。それに関連する部分だけの説明をお願いしたいのですが。

今、年度別をずっと述べましたけれども、その中で雪が降らなかったことによって、結局今補てんするわけですよ。だから、その部分に関する収入減というのはどのくらい見ればいいのか、ちょっと説明願いたいのですが。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず、決算の状況、これは法人の決算の状況になるのでしょうかけれども、法人のほうでは当初3,000万円程度、これは全部の施設の収入、使用料なのですけれども、運動公園を含めたすべての使用料の収入で3,024万8,000円を見込んでおったということなのですけれども、最終的には2,128万円の収入。この使用料の部分だけを言いますと、896万7,206円の減となったというふうなことです。その2,128万794円

のうちスキー場の収入が1,645万2,100円ということになります。すべての収入の77.3%がスキー場の営業収益というふうな形になります。いかにスキー場の営業収益に依存した形になっているかというのはおわかりいただけるかと思います。

すべての収入のトータルが7,428万9,000円、すべての支出のトータルが8,026万円ということで、597万円のいわゆる赤字が生じていると。この597万円というのは、あくまでも指定管理の経費の赤字部分ということでご理解をいただければと思います。といいますのは、指定管理料の変更という協議を受けておりますので、指定管理に積算したものの詳細について分析を加えているというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） 今その解釈だと、27条の解釈からすればおかしいのではないですか。だって、雪が降らなかったことに起因するものだけ指定管理料は変更できるという規定ですよ。そうすると、物価変動は不可抗力であると。それに同様に結局私は不可抗力でないと思うのですけれども、理事者側では雪が降らなかった部分の収入減は不可抗力であるから、その部分は補てんすると。そうすれば、本文のほうで、指定管理料については原則として変更しないというのがあるわけですね。その例外規定を今適用しているわけでしょう。そうしたら、その例外規定の指定管理料の雪以外の不可抗力のものを補てんするといったら、そもそも原則に反するのではないですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

不可抗力の部分について補てんするという考えは全くございません。あくまでも指定管理の基本原則は、議員がご発言のとおり、補てんはしないというのが原則でございます。我々が今議案とし

て提出させていただいておりますのは、あくまでも雪がなくて営業に影響を与えたという部分について提案させていただいております。

先ほど議員のご発言により、売り上げを読ませていただきました。我々が5,299万円という指定管理料を積算したのは、先ほど申しましたとおり、2,473万6,000円という収入が基礎となっております。したがって、スキー場を運営する場合は、この2,473万6,000円が入ってくるだろうというふうな条件のもとで5,299万円の指定管理料を算定しているわけです。その2,473万6,000円が入ってこない、これが1,600万円になったこと、これは何かといいますと、実は雪の推移も調べているわけですが、通常の年度では、平成15年、平成16年、平成17年、これは通常の年度で雪が多い時期であります。この時期は、1月の末から2月いっぱいまでは非常に雪が多い。その時期がいわゆるスキー場の書き入れどきでありまして、この時期を逃してしまえば収入はなくなるというふうなことです。その時期、平成20年度を見ますと、ほとんどが通常の3分の1から4分の1という雪の量です。中には、一番営業しなければいけない2月15日、これはちまたでは雨が降って、市街地では雪が全くゼロになっている。スキー場もそのとおりで雪は減っております。一たん減ったものを、減ってアイスバーン化したところに利用客を呼び込むのは非常に難しいものがあります。ですから、それ以降の収入はほとんど見込めなかったという状況にあるというふうなことをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これでは新谷泰造議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 何点かお尋ねさせていただきます。

まず第1点目ですが、4ページにあります川内の牧野の指定管理料であります。これは平成22年から平成24年、3年間で1,319万4,000円ということで、これを3で割ると年間439万8,000円になるのですが、ここの牧野は今まで参考資料によりますと325万5,000円という金額であったのが、そういう金額であるにもかかわらず、平成19年度は1万5,000円、平成20年度は9万6,000円という形で利益を出していたのに、なぜこのぐらいふやしたのかということが1点目です。

2点目、これは5ページの地方債のことですが、用地造成事業の会計廃止に伴って13億6,790万円という地方債を借りるということです。この地方債を借りるに当たって、今まで借りていたものは、これによって一たんゼロになるのかどうか、そして新たにこの借金は、例えば今まで借りていた銀行と違うところから借りるのかどうか、そこるところもちょっとお知らせいただきたいなというふうに思います。

次ですが、14ページのスプリンクラーの件です。このスプリンクラーの整備補助という中身がちょっと私はよくわからないのですが、これ古くなってこういう形で補助というふうな形になったのか、それとも新たな形での設置なのかというのをお答え願いたいなということと同時に、いわゆる福祉施設にはほとんどスプリンクラーは設置されているのかということもちょっと確認させていただきたいと思います。

次ですが、17ページの中小企業融資特別保証の件ですが、これは補正で1,076万5,000円というふうになっておりますので、こういうふえ方というのは融資条件が昨年来かなり緩和されているので、その影響でふえたということなのか。そして、今回の補正は大体何件の保証負担であったかということと、今年度は今まで何件の負担実績となっているのか。そして、年末、来年3月までまだ

間がありますので、その間こういう形の融資がふえた場合はどういう形の対応をするのかということです。

同じ17ページ、同僚議員も聞きましたが、ユビキタス事業費、内容はわかりました。これは、ハード面の整備なのか、それともソフト面の整備なのか、ここをちょっと確認させていただきたいと思います。ソフト面の整備にしては、2,200万円の委託料で、かなり高いものだなというふうに思いますので、そしてこういう事業費2,200万円かけて整備するのですが、今年度でこのユビキタスの事業費というのは完了して、来年度以降はもう維持管理という形だけのもので、事業費は余りかからないのかなと、そこら辺までちょっとお聞かせ願いたいと思います。

最後、19ページ、学校のほうの新型インフルエンザ対策費に関連してですが、昨日むつ市は集団接種の方向でインフルエンザ対策をするというふうな報道が出ましたので、この集団接種について、具体的にどういう形で進めていくのかなと、そのところをお聞かせ願いたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（河野健二） 第3表、債務負担行為補正において、川内牧野指定管理料は今までより高いのはなぜかについてお答えをいたします。

平成22年度から平成24年度までの3カ年の債務負担行為でありまして、議員ご指摘のように、年間指定管理料は439万8,000円となります。川内牧野の指定管理料につきましては、平成19年度から平成21年度までは年間325万5,000円でした。この積算根拠は、収入を年137万7,000円、支出を463万2,000円と積算し、収入から支出を差し引きますと325万5,000円の不足となり、この額を指定管理料として支払いいたしております。

今回の積算では、収入は前回の計画より放牧頭数がふえておりますので、若干ふやしまして140万円といたしました。支出は一昨年より肥料代の高騰が目まぐるしく、前回の単価よりも1袋、これは500キログラム入りですが、1万8,325円上がっており、この肥料を年間40袋使用しますので、これだけで前回に比べて73万3,000円ふえました。

また、牧野で使用しておりますトラクターの老朽化が進んでおり、修繕料20万円、それから燃料費12万5,000円、また牧柵用の支柱や有刺鉄線の購入費4万5,000円をそれぞれ増額しております。その他防虫剤、それから材料費も増額して114万4,000円高くなったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 用地造成事業債のお尋ねにお答えいたします。

今までは一時借入金としてみちのく銀行むつ支店から借りておりました。来年平成22年3月中に全額返済をいたします。これからも同じところから借りるのかということですが、市中銀行のうち借入条件等を勘案して借り入れを1%でも0.1%でも安いところ、借入条件のよいところを予定してございます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、スプリンクラーのことでございますけれども、これは古くなったからではなくて、本年3月に群馬県で発生しました認知症グループホームの火災をきっかけにいたしまして、施設基準が見直されることになりました。それで、現在つけなくてもいいというのがつけることに変更になったのです。それでもって今スプリンクラーの設置ということが言われております。一応スプリンクラ

一の整備補助先といたしましては、地域密着型介護老人福祉施設の現在おおみなと園でございます。なお、当補助金は100%が国の負担で交付され、交付基準単価1平方メートル当たり9,000円に延べ床面積を乗じた金額となっており、国から市へ交付された後に市から法人に交付され、補助金を超える分については法人が負担することになっております。

次に、まだ整備されていない福祉施設はあるのかということでございますけれども、スプリンクラー設置には多額の費用を要することから、各施設とも国の補助を待っての設置を図っているようであります。また、既存の施設についてのスプリンクラーの設置期限は、平成23年度末までとなっております。市が所管する施設についてでございますけれども、グループホーム等地域密着型8施設ありますが、今のところ設置済みの施設が1、本年度末までに設置予定が3、残る4施設は設置予定がまだ判明しておりません。なお、この未設置の施設については設置を促す通知を発送することとしておりますので、ご了承願いたいと思えます。

以上です。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず1点目です。中小企業融資特別保証は、融資条件が緩和されてふえたのかというお尋ねでございますが、お尋ねの融資条件が緩和された事業は、国の5号認定事業、原材料価格高騰対応等緊急保証制度ではないかと思われまます。今回の補正は、何件の保証負担金で今まで今年度何件の負担実績となっているか、今後ふえた場合どういう対応をするのかというお尋ねでございますが、むつ市独自の特別保証制度、中小企業融資特別保証制度、信用保証料が第2・四半期で1,465万4,162円、件数にして122件の負担実績となり、前年度比136%となっております。

増額の金額は、議員ご指摘の何件の保証負担金という積算ではなく、来年3月までの保証料を実績と見比べ、第3、第4・四半期の伸び率を150%と予想し、最終的に143%に落ちつく予想を立てたものでございます。

今後ふえた場合とのお尋ねですが、このように実績から見た決算見込み金額を推測したものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ユビキタスネットワーク構築事業の内容の整備について、ハードかソフトかというお尋ねでございますが、この予算ではまずAPS開発費、これはインターネットを介してソフトウェアを貸与するサービス業で、APS開発費、また情報発信CMSプログラム開発費、地産地消システム開発費、思い出ミュージアムシステム開発費、コンテンツ作成費、これらプログラムソフト開発費が主なものでございます。

また、次年度以降の対応でございますが、年間市では350万円程度の負担金が生じるものと予想しております。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 横垣議員のお尋ねで、学校単位で接種を行い、接種率を一気に高める方法を検討できないかということについてお答えいたします。

むつ保健所から県としては12月7日から健康な幼児、小学校低学年、1月上旬から小学校高学年と中学生、1月中旬から高校生のワクチン接種が順次開始されますが、対象者が多いことから、円滑かつ短期間に子供たちへの接種を行うために集団接種により計画的に進めることが必要である旨の説明があり、小学生と中学生を対象に集団接種の検討をしていただけないかと依頼が11月24日にありました。市内の各医療期間では、新型インフルエンザの治療に時間と労力を費やしており、これから需要が増すワクチン接種希望者を受け入れ

ることは非常に難しいと推測されますし、医療機関で患者と健康なワクチン接種希望者が接触する機会をふやすことは、新たな感染拡大の機会となることから、可能な限り避けなければなりません。市では、集団接種に向け、むつ保健所、むつ下北医師会、むつ市教育委員会と協議をしたところ、医師会や保健所のご協力が得られることになりましたので、今月の17日から集団接種を行うことになっております。市といたしましても、集団接種を行うことにより医療機関、特に小児科の混雑の緩和、罹患率の高い子供の重症化の防止、そして保護者の不安の解消などにつながるものと考えております。

なお、ワクチン接種は感染防止も期待できますが、感染しても重症化しないようにすることを目的に実施されておりますので、これまでお話ししているように、手洗いやうがい、励行、せきエチケットの徹底、人込みを避けるなど市民の皆様一人一人の予防対策が大事になってまいりますので、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

なお、接種につきましてのスケジュールでございますけれども、12月17日から21日までの期間で予定されております。12月17日、18日、19日、20日はむつ地区で下北文化会館並びにむつ市役所でもって予定されております。

それから、川内地区におきましては、12月21日、第一川内小学校で実施の予定でございます。

大畑地区につきましては、12月21日、ふれあい館のほうで実施の予定でございます。

脇野沢地区に関しましては、12月17日、脇野沢診療所で予定されております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 1点だけ再質疑させていただきます。

スプリンクラーの問題であります、新たな基

準となったということで、結局市が管轄の8施設のうち4つがまだということですので、これぜひ来年度あたり整備してもらいたいというふうに思うのでありますが、お答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 今国のほうにお願いしているところが3つありまして、1つが決まって、あと2つ決まることになるのですけれども、そのほかに4つの施設があります。その4つにつきましては、平成22年度、平成23年度でもって一応設置予定としているところが多いのでございますので、早くするようにこちらからも通知したいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。17番白井二郎議員。

○17番（白井二郎） 1点だけお聞きいたします。

19ページ、第一田名部小学校、第二田名部小学校、大平小学校の耐震整備の事業が今回補正予算で盛られて、およそ9億6,000万円の予算が計上されているのですが、この内容ですが、校舎のみなのか、体育館を含んでいるのかをお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

いずれも校舎、それから体育館を含んでおります。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） ありがとうございます。大変児童には大切な事業でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（村中徹也） これで白井二郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。16番千賀武由議員。

○16番（千賀武由） 先ほど横垣議員も新型インフルエンザについて質疑しましたがけれども、私も2点ほど聞きたいと思います。

前倒しで、これから子供たちの予防接種、大変ありがたいこととございます。それで、予防接種をした後、いろいろ全国で事故等で死亡者が出ております。もしむつ市でも子供たちの中で死亡者等事故が起きた場合の、この責任はどなたになるのかお聞きをしたいし、それと子供たちへのワクチン、国産品を使うのか、輸入ワクチンを使うのかお知らせを願いたい。よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） インフルエンザワクチンに対しまして、死亡例といえますか、国のほうでもそれを補償というのは、この前の新聞等で報道されているとおりだと思いますけれども、うちのほうで責任をとると、どこまでどうとればいいのか、ちょっと難しいところであります。

それから、国産ワクチンを使うのかどうかということでございますけれども、一応高校生の接種までは国産ワクチンを使用するという通知が入っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。1番澤藤一雄議員。

○1番（澤藤一雄） 私も予防接種に関するのですが、国の動きでは、この予防接種による事故についての補償制度が国会を通過したというふうに私認識しておりますが、つい最近大畑地区で、予防接種によると見られる死亡者が発生したようです。それで、この施行対象といえますか、いつからこの補償制度が発効したのかするの、お尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今澤藤議員が冒頭にお話をなさいました予防接種による死亡例があったというふうなことですけれども、これ初めてお聞きします。何の予防接種なのか、具体的なそういうふうな報告も受けておりません。全く今初めてこの場所でお聞きするわけとございます。何の予防接種なのか。_____

_____そういうふうなところも、私今初めてお聞きしました。

あと、担当課長から説明します。

○議長（村中徹也） 健康推進課長。

○保健福祉部副理事健康推進課長（成田晴光） お答えいたします。

補償制度につきましては、ご存じのように、国のほうでさかのぼって適用するというので、今回の新型インフルエンザワクチンにつきましては国の事業でありまして、国のほうが責任を持つと。ただ、その副反応等の状態につきましては、国のほうで十分調査をしてから適用するというふう聞いております。

以上です。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 今市長のご答弁の中にありましたように、_____予防接種を受けてから体調の悪化を招いて、そして1週間程度の自宅療養と、そういう中で、医師の判断で予防接種による健康悪化と。具体的には、肺炎のようでございますけれども、80歳くらいの方でございます。基礎疾患はないようでございます。今の答弁で、さかのぼって適用されるというような答弁でございましたので、遺族等から相談がありました場合には、ご配慮をお願いいたします、質疑を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまの澤藤議員のお話の中に_____

最初のお話しですと、
予防接種というふうなことで、基礎疾患がないと。基礎疾患がなければというふうなこと、さまざまなそういうふうなところがちょっと理解をしづらい部分がありますし、果たしてここで一概にそういうふうな判断をこの場所で下すということはいかななものかと、私はそういうふうに思います。これは、しっかりとその因果関係、それが予防接種によるものなのか否か、そういうところはしっかりと調査を、初めて今聞いたわけですし、報告も受けていない段階で、この場所でうかつに、拙速にそういうふうな判断を私はする立場ではないということでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 医者判断で予防接種による副作用というふうな説明を家族が受けたようでございますので、遺族から相談があった場合には、そのような対応をお願いしたいということで終わります。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第103号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第103号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番新谷泰造議員。

（2番 新谷泰造議員登壇）

○2番（新谷泰造） 議案第103号に対する反対討論を行います。

歳出、前年度むつ地区体育施設指定管理料の調整金について、指定管理契約は赤字が出ないようにあらゆる事情を考慮し、積算してなされるべきものであり、赤字が出た場合は原則として指定管理者の負担である。例外的に赤字の負担が認められるのは、物価変動等と異なり、暖冬でスキー場の雪が少ないことは現在の地球温暖化の気象状況から一般的に予測できたことである。不可抗力ではないので、基本協定第27条は適用すべきではない。

そして、指定管理者が一般的に予想できた暖冬でスキー場の雪が少ないことを予想できなかったことは重大な過失がある積算ミスであり、指定管理料5,299万円の1割の521万円もの赤字が出た場合までもむつ市が赤字を補てんし、逆に黒字が出た場合には指定管理者が利益を取得するという点では公平な契約とは言えず、財政再建のために指定管理を委託した意味がなくなります。したがって、本議案に反対いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第103号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者23人、起立しない者1人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

◇議案第104号

○議長（村中徹也） 次は、日程第18 議案第104号

平成21年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第104号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第104号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第105号

○議長(村中徹也) 次は、日程第19 議案第105号 平成21年度むつ市用地造成事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第105号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第105号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇報告第31号

○議長(村中徹也) 次は、日程第20 報告第31号 平成20年度むつ市一般会計継続費精算報告書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で報告第31号の質疑を終わります。

報告第31号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第32号

○議長(村中徹也) 次は、日程第21 報告第32号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、市立大湊中学校耐震補強及びその他改修工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、26番齊藤孝昭議員。

○26番(齊藤孝昭) 報告第32号について質疑を何点かさせていただきます。

通告では、工事内容の見直しについてどのような内容なのかというふうなことを通告しておりましたが、報告書の中に工事内容というのがありましたので、その部分を先に若干お聞きいたします。

校舎の外壁改修、モルタル浮き部分補修、校舎階段室及びトイレの劣化箇所の内装改修追加、校内の建具及び天井の塗装箇所を追加ということが主な内容になっておりますが、そもそもこの内容が耐震診断をしたときになぜわからなかったのか。入札するときに予定価格を公表しておりますが、当然耐震診断をしたものをもとに請負金額を決定していると思うのですが、なぜそのときにこの追加工事をしなければならなかったことが入っていないのか、まずお聞きしたいと思います。

次は、請負金額を変更することによって入札制度に問題が発生するのではないかということがあります。請負業者が仮に入札するときの見積もりを行った場合、さまざまな条件を考えて、今の追加の工事を含めた見積もりをした単価がこのたび落札した業者より高かった場合、低かったほうが落札することになります。となると、ではそもそ

もいろんな場面を想定して見積りの積算を出した業者が請負できなくて、外した業者が請負してしまうという場面が生じるというふうに私は思っていたのですが、この件についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

3点目は、これも2点目と関係するのですが、当初の積算根拠と今の修正後の積算根拠で何が違ったのかということでもあります。

3点お願いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 工事の内容についてお答えいたします。

市立大湊中学校の耐震補強及びその他改修工事は、既存の校舎に手を加える工事であります。工事が進行しなければ改修箇所を把握することが困難な場合もございます。今回の工事の場合のように、外壁を調査しなければいけないというふうなものは、工事を発注して、足場をかけてからでないと改修判断ができないという状況でございます。もし設計の委託の段階でそれをやるということになりますと、改めて足場等をすべて設置しなければいけない。設計が終わった後に、またそれを撤去しなければいけないというふうな二重投資になります。したがって、今回の場合は外壁については足場を組んでから調査をしたということでございます。これによりまして、外壁モルタルの浮きが広範囲にわたり判明したものでございまして、落下防止のための工事が必要となったということでございます。

また、トイレの改修では当初予定では便器の取りかえと、それに関連した周囲の改修ということを予定しておりましたが、実際工事を進めた段階で予想以上に劣化が進んでいったというふうなことで、改修箇所が広範囲にわたったというふうなことで増額になったものと、工事の内容がふえたというふうなことでございます。そのほかに階段

のノンスリップタイルというのがございますけれども、これも同様に劣化が進んでいったということで改修することとしたものでございます。

請負金額の変更ということでございますけれども、まず今回の工事の部分については、私ども教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。今回の変更は新たな工事の追加というふうなものでありますので、特に問題はないのではないかと考えております。

それから、当初の積算根拠と変更後の積算根拠の違いはということでございますけれども、これはさきに述べましたとおり、外壁モルタルの浮きの改修面積が881平方メートル、トイレの改修面積が353平方メートル、階段ノンスリップタイルの改修面積が255平方メートルふえたということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 2点目の請負金額を変更することは入札制度に問題が発生するおそれがないかというお尋ねについてでございますが、本件の工事請負契約の一部変更契約につきましては、ただいま教育委員会から説明がありましたとおり、当初の調査、設計から縦覧、入札の時点で現場確認ができなかった工程でございまして、国・県に準拠し、市で定めております工事請負契約標準約款第18条第1項第5号、設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたことという条項に基づきまして、変更契約の手続を行ったものでございます。

変更見込み金額につきましては、請負代金額の30%以内である場合には、昭和44年3月31日建設省官房長通知によりまして、別途発注せず、変更契約で対応してよいということになっておりまして、今回の変更金額は請負金額の2.5%でありましたので、変更契約による対処工法を選択したも

のでございます。したがいまして、ご指摘のございました当初入札執行につきましては、適正に行われたものと判断しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） そもそも耐震補強工事だけだったら、多分こんなことにはならないのです。この項目には、耐震工事補強及びその他の改修工事というふうな項目になっていまして、多分1回手かけるので、ついでにやれるところはみんなやっしまえというふうな考え方だと思うのです。なので後から、トイレが古かったので直さないとかだめだとか、校舎の建具とか天井とか、今の機会にやっておいたほうがうまくいくなというふうなことで追加になっていると私は思うのです。ただ、こういうやり方がいいか悪いかといったら、やはり公共工事なので、余りよくないことだと私は思うのですけれども、今後も耐震補強工事を順次やられていくので、あえてここで話しておかないと、何でもありになってしまえば困るなと思っておりますので、わざわざ報告に対して質疑をさせてもらっています。今の件について、どういうふうな感想を持っているのかお伺いしたいというのが1つ。

まじめというよりも、正しく見積もりを出して入札に札を入れている業者と、まじめではないというのは表現間違っていますけれども、正しいか正しくないかの根拠、その人とか業者の考え方によって差が出るということが、もしかしてこういうやり方によって発生するのかなというのも心配しているのです。今後の耐震補強工事の入札のやり方というよりもあり方についても、少し神経を使って、きちんとした真っすぐな方針を立てて入札に向かってほしいというふうに思っていますが、今私が話をした2点についてどのように思われるのかお願いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 教育委員会といたしましては、そのような発想での発注はしておりません。決まったものを決まったとおりに直すというのが原則でございます。たまたま工事を進めている段階でそのようなことが生じた、発生したと。判明したと言うほうが正しいかと思っております。そのような場合においては、対処すべきものは対処したほうがよろしいという判断でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） 教育部長言っていることはそのとおりで私はいいと思います。ただ、先ほども言いましたけれども、耐震補強、トイレの便器が古いのは耐震に関係ないでしょう。関係あるのですか。私はないと思います。なので、やるのだったら、別にその他の改修工事でやったっていいのではないですか。それを追加でやることはどういうことなのかと。トイレなんて見に行ったら古いというのはわかるのですから。それをなぜあえて補正をかけてまで追加でお金を出さないとかだめなのかというところに疑問があるので、聞いているのです。お願いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） ちょっと答弁が漏れたようでございます。

現在耐震補強をやっている工事については、並行して大規模改修をかけてございます。といいましますのは、文部科学省の補助でも耐震改修に合わせて大規模改修をやる場合には補助金を交付するという制度になっております。といいましますのは、ほとんどの学校がこれまで建設から何十年も手をかけていないという状況の中で、耐震性には問題がなくとも外壁等がいわゆる剥離しているとか、鉄筋がむき出しになっているとかというふうな形で、非常に危険な部分があるということで、これ

を総じて耐震改修の中で改修を進めてよろしいという指針が出ております。これに合わせて本市においてもその耐震改修に合わせて一般の改修、大規模改修も並行して進めさせていただいているという状況にありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 斉藤議員と同様の内容ですので、質疑は取り下げさせていただきます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第32号の質疑を終わります。

報告第32号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第33号

○議長（村中徹也） 次は、日程第22 報告第33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成21年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、1番澤藤一雄議員。

○1番（澤藤一雄） この議案は、牧野の指定管理を取り消したことに伴う予算の補正ということでございますが、まずこの牧野の管理に当たっていた法人の役員が入れかわって、その役員がその法人の資産を着服したということから発生して指定管理を取り消したということで、これに伴い指定

管理料の返還金と違約金合わせて940万円余りを補正するというところでございますが、今後直営ではどのような運営形態になるのか。そして、この賃金はどのような方々に支払いになるのか。これは、今までこの現場で働いてきた方々に渡ることかということでございます。そして、この指定管理料並びにこの違約金は回収の見込みがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、牧野の管理はどのような運営形態になるのかとのお尋ねでございますが、平成21年12月1日から平成22年3月31日まで市の直営として運営いたします。市営牧野のうち金谷沢、宮後、名子の3牧野につきましては、冬期間でありますので閉牧しており、現在は永下牧野の畜舎において農家からの預託牛及び種牛、種馬の飼養管理を行っております。この作業に従事される方を市の臨時職員として3名雇用しております。

飼養管理作業は、1日2名で行い、出勤は1日2名となり、3名が交代での作業となります。この3名の方々は、これまで永下畜舎において作業を行っていた方々であります。

また、夜間警備につきましては、シルバー人材センターとの委託契約により、これまでと同じ方向でお願いしております。

また、飼養管理のための配合飼料購入費や電気、水道料などの施設管理経費につきましては、12月以降の分については市が支払いしてまいります。

次に、賃金はだれに支払われるのかであります。雇用いたしました3名の方々は、市の臨時職員となりますので、市から本人へ賃金をお支払いいたします。

また、夜間警備の方につきましては、シルバー人材センターとの委託契約でありますので、市からシルバー人材センターへ委託料として支払い

し、シルバー人材センターから本人へ賃金として支払われることとなります。

それから、返還金並びに違約金の回収の見込みでございますが、回収に努めてまいります。

○議長（村中徹也） 1 番。

○1 番（澤藤一雄） 今回の答弁で、今まで働いていた方々がそのままその仕事ができるというような理解をいたしました。そうであるとすればいいことだなと安堵をいたしております。これはもう一度確認させていただきます。そういうことなのかということでございます。

3 点目については、努めてまいりますという随分そっけない答弁でございましたけれども、今後どのような方法を考えているのか。例えばいつときこの代表理事の方が私財を売却しても、その着服した500万円でしたか、それを返還するというような説明が、報告に対する質疑の中でありましたけれども、いわゆる資産の差し押さえ等も視野に入れているのか。

それから、今後のことでございますけれども、このみなみ農園開発の関係では、役員の入れかえがあって、いわゆる法人の質が、性格が変わったのではないかというようなニュアンスと申しますか、そういう感じを持っているわけでございますけれども、この法人の役員等がかわる場合の対応が何かしら考えられないのか、規制をかけることができないのか。こういうことについて、特に回収の部分、もう少しそっけのある答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず1 点目の雇用の関係ですが、これは先ほど申し上げましたとおり、継続して雇用してまいります。

2 点目の回収の見込みの件でございますが、これはただいま請求している状況でございます。この期限内に納金がなかった場合の措置につきまして

では、前回の臨時会でも答弁申し上げておりますとおり、法的措置も視野に入れて検討してまいりたいと思います。

それから、3 点目の法人の役員の変更への対応でございますが、役員がかわった場合には変更の届け出をしていただいております。なお、この契約は役員個々と契約しているものではなくて、あくまでも法人との契約でございます。その中で運營業務が適切に行われているということであれば、市のほうから何ら異議等の申し入れをするものではないというふうに理解してございます。

○議長（村中徹也） 1 番。

○1 番（澤藤一雄） 前の議案でもいろいろ議論をさせていただきましたが、厳しく審査をしていると。その審査の結果、指定管理者を指定しているわけです。そして、途中で法人の中身がかわって今回のような事案が発生しているわけです。それで、その期限までに納付されない場合には法的な手段をとると、当然でしょう。役員がかわった場合に届け出をしていただくと、それもそのとおりでしょう。そして、随分厳しく審査、チェックをした割には今回のような事案が発生しているわけです。ですから、厳しくチェックしているという自負があるのだろうけれども、実態を見ればそうでないわけです。これは、やはりこの法人がどういう法人なのかということを中心にききわめて、法的な措置をとられるということですから、当然また市の負担も出てくるわけです、いろんな経費が。そして、最終的に回収できないかもしれないわけです。この辺の対応をきちんとやっていただきたいと思います。市長の覚悟のほどを表明いただけないでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいま部長からも答弁ございましたように、今請求をしております。その後の推移をしっかりと見守り、そして法的措置も講

じていかなければいけないだろうと、そのような形で進めていきたい。これは、回収に何としても努めていかなければいけないというふうな思いでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） これでは澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 1点だけお聞きいたします。

6ページの歳入のほうに使用料ということで334万5,000円が計上されておりますが、これは確実に入るものかどうかというのを確認させていただきま。かなりあやふやなみなみ農園開発でしたので、取るのはもう前もって取ってしまっているのかなという心配がございます。

そしてまた、牧野の使用料の徴収の仕方は実際どうなっているのか。月単位で徴収していたのか、年度始めに全部もっていたのか、それとも預け終わった最後に精算していたものかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず牧野使用料の334万5,000円につきましては、これは平成21年12月1日から平成22年3月31日まで、市が管理する牧野に係る牧野使用料でございます。

これまで指定管理されていた期間の使用料ではございません。12月1日から市が管理する部分の使用料でございます。

それから、牧野使用料につきましては、各牧野ごとに1カ月ごとに集計し、翌月に請求しております。12月1日以降の分につきましては、市が請求することとなります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 指定管理の今後のあり方、この牧野の今後のあり方ではありますが、賃金の部

分もございました。3名の臨時の方が引き続き雇用されるということで大変喜ばしいことであります。ちょっと細かいことをお聞きしたいのですが、この賃金は今までもらっていた賃金と同じ金額の187万5,000円ということで算出したものかどうか。そうすると、大体1人当たり一月十五、六万円ということ。何を言いたいかといいますと、結局雇用されている方にとってはずっと働きたいという望みを持っているので、結局市の政策によって、この方たちの雇用がかなり不安定な状況になるというのはなるべく市としては避けなければいけないのかなと。そしてまた、今後4月以降、別の法人に指定管理になったら、今までの給料よりちょっと下げられたとか、そういうふうなことがないように形で市のほうとしては今後対応するべきではないかなというふうに思いますので、今までの給料、もらっていた賃金と同じ給料をこの3人の方には払っていくものかどうか、そのところを確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 12月1日から3月までの方々の賃金については、市の臨時職員の賃金単価で支払いすることとなります。

指定管理料の算定に当たっては、市の臨時職員、これまで牧野管理に当たってきた単価を基準に算出しておりますので、その額で支払いされております。

○議長（村中徹也） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。15番半田義秋議員。

○15番（半田義秋） このみなみ農園開発の指定管理は、今から3年前に、いわくつきとまでは言わなくても、かなり前の議会でこれは発起人が云々でかなりもめて見直した指定管理だと、私はこのように思っています。杉山前市長が急にお亡く

なりになりましたので、真意のほどはわかりませぬけれども、現宮下市長も2年半以上今の職についているわけですので、私が指定管理したのではないからと言い逃れはできないと思うのです。そこで私は、役員がかかった、かかったと言うけれども、役員の変更は、これ大したことないのです。ただ、指定管理の指定をしたときと代表理事がかわっているということは、これはゆゆしき問題なのです。普通の理事とか監事がかわったって、それはそんなに差しさわりがないけれども、この代表理事がかわったとなると、これはちょっと話が別なのです。そこで、どうしてそういう代表理事がかわったのかという、これはやはり経緯を市のほうで指定管理させているのですから、聞かなければならないのは、当然これが、まず1点。

それで、1年、2年はそれなりに順調にいったので、別に監査しても問題がなかったのです。問題は、ことしに入ってからです。もう早くから恐らくわかっていたはずですが、6月ごろから、何かそういう使い込み、着服が表面に出ていたのですけれども、そのうちそのうちと思っているうちに10月に、これ実とは、こう来たわけでしょう。そこで私が聞きたいのは、最後の指定管理料、これは500万円だと思うのです、最後は。それは、いつ支払いしましたか。どこの銀行に振り込んだか、それを教えてください。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） お答えいたします。

10月20日ごろにみちのく銀行のほうに振り込みをしてございます。

代表理事がかわりましたのは、経営の責任をとってというふうには伺っています。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（半田義秋） 経営の責任をとったというよりも、私はほかの理事からもちよいちよい聞いているのですけれども、それはそうではないのです。

結局いづらくさせてしまったと。これは人のことだから、内容はどうでもあるけれども、そういう理由で、経営の責任をとったのではないのは確かなのです。

それで、10月20日、これ前にはまなす農協にずっと今まで振り込みしていたのですけれども、その月だけみちのく銀行に入れましたね。これは、結局肥料代はまなす農協が取っているのです、この500万円をはまなす農協の通帳に入るとまずいのです。結局差し引かれてしまうから、自分に入ってこない。それで口座を急に変更したのです。これは、あなたたちに責任ないとは言えない。向こうのほうが一枚も二枚も上手だ。これは間違いないでしょう、変わったでしょう。今まで20日に、はまなす農協へ入れていたでしょう。そこだけ1つ。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 10月分につきましては、みちのく銀行に振り込みしております。その前は、はまなす農協だったようでございます。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（半田義秋） やはり普通は急にかえたら変だなと思わなければならないのだけれども、それは仕方ない、向こうのほうが一枚上手だから。

それで、市長、そのほかにも、はまなす農協のほかにも結構不払いされている商店があるのです。それは、この今12月の師走に来て、市は関係ないと言えればそれまでだ。ただ、指定管理をさせたからには、バックに市があると、みんなそう思っていたらしいのです。だから、みなみ農園開発がつぶれた場合は、市で何とかしてくれるだろうと、そう思って貸している人がほとんどなのです。でも、これは市では責任を負う道理も何も私は当然ないと思うのだけれども、市長の心情として、道義的責任としてどう思いますか。そういう人たち、かわいそうではないですか。助けるすべがな

いと言えはそれまでですけれども、私にどうするのよと言えはそれまでだけれども、市長の気持ちとしてどうですか、今12月の師走に来て、そういうみなみ農園開発からもらえといたってお金がないのだから、あの人たちは、もう。はまなす農協で請求したら、財産ないらしいですよ、2人とも、3人も。理事がだれも財産ないらしいのです、はまなす農協で請求したら。当然市だって、この970万円もらえないですよ、これはもう無理。幾らあなた方が起訴しても何しても、ないそでは振れないのだから、もらえません。

それで私不思議なのは、菊池さんが、代表理事がこの着服した人を訴えない、これが私まず第一に不思議。普通は訴えるでしょう。しかも、農協に入るお金をぱっと変えて、その人は、もう使い込みした人はいませんよ、だれにおんぶしたかわからないけれども、その金ももうなくなってしまっていると。みんな私は一つのあれだと思っている、市長。我々はこういうふうには笑っているけれども、金貸している人とか、物を貸している人は大変ですよ。これから市で運営するといったって、前のものを払ってくれと言われたらどうしますか。前のものを払わなければ、もう納めないよと言われたらどうしますか、市長。まずその貸している人の心情と、それから今私がお尋ねしたことを答えてください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 心情ですので、心情は非常に申しわけないと、そういうふうな意味で、先般もある方とお会いしましたら、やはり今半田議員のお話のとおり、指定管理というふうなもので、先般もたしかこの議場で同様の趣旨のお尋ねがありましたけれども、やはり契約はされておられませんけれども、市の指定管理だというところで貸し付けをしたりしたというふうな、そういう心情を吐露されました。非常にその部分は現在の心境と

して申しわけないと、このように思います。ですから、努めてこの回収には頑張っていかなければいけないだろうと。それはしっかりと段取りを踏んで法的措置、先ほど答弁いたしましたように、法的措置も辞さないということは、当然従っていただかなければ法的措置をとっていくというふうなことでございます。

あと1つ何でしたっけ。

（「これからの運営に、前の貸しているお金を払わないから飼料を納めないと言ったらどうするのですか」の声あり）

○市長（宮下順一郎） いや、それはないです。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 資材の搬入、納品につきましては、市のほうで、市内の業者に見積もり等依頼をして購入という形になりますので、市内の業者の方々には市からの発注ということでお願いをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） これで半田義秋議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第33号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第33号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第33号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第33号は承認することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(村中徹也) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月8日は常任委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、明12月8日は常任委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、12月9日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時02分 散会

